

第 8 民間団体等との協定に関する資料

資料 8 - 1 民間団体等との協定に関する資料

名 称	締 結 年 月 日	協 定 締 結 団 体 名
災害時における生活物資の供給協力等に関する協定	平成 9 年 6 月 6 日	秋田市民消費生活協同組合
災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	平成18年 5 月 24 日	イオンモール(株)イオンモール秋田 イオン(株)ジャスコ御所野店
	平成18年 5 月 24 日	マックスバリュ東北(株)
	平成18年 7 月 31 日	イオン(株)ジャスコ土崎港店
	平成20年 8 月 28 日	ダイードリコ(株)青森支店 (株)秋田ダイドー
	平成22年10月13日	協同組合秋田卸センター
	平成28年 2 月 5 日	イオンテール(株)イオン秋田中央店
災害時における物資の供給に関する協定	平成28年 2 月 19 日	王子コンテナ(株) 青森工場 秋田事業所
災害時における仮設トイレの確保等に関する協定	平成20年 7 月 15 日	(株)レンタルのニッケン秋田営業所
	平成20年 7 月 15 日	企業組合秋田北部清掃興業
	平成20年 7 月 15 日	日野興業(株)
災害時におけるし尿くみ取り業務に関する協定	平成20年 7 月 15 日	(有)秋田衛生社 (有)河辺清掃社 秋田環境システム(株) 五大産業(株) (有)千秋産業 企業組合秋田北部清掃興業
災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定	平成21年 1 月 14 日	(株)アクティオ
	平成21年 1 月 14 日	NPO法人コメリ災害対策センター
	平成21年 1 月 14 日	(株)サンデー
災害時(非常時)における応援に関する協定	平成10年 6 月 8 日	仙北西部漁業協同組合
災害非常通信の協力に関する協定	昭和59年 3 月 17 日	秋田市役所アマチュア無線クラブ
非常災害時における協力に関する協定	平成 8 年12月17日	高尾山アマチュア無線中継局管理団体
災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	平成24年 3 月 30 日	松寿会

名 称	締 結 年 月 日	協 定 締 結 団 体 名
災害時における応急対策活動に関する協定	平成21年7月3日	社団法人秋田県造園協会秋田市支部
	平成21年1月14日	社団法人秋田市建設業協会
	平成24年12月28日	秋田市測量建設コンサルタント協会
	平成21年11月25日	秋田電気工事協同組合
	平成22年3月19日	協同組合あきた安心リフォーム協議会
災害時応援協定	平成26年3月31日	秋田管工事業協同組合
災害時応援協定	平成26年3月31日	(株)PUC
災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	平成29年3月16日	日本下水道管路管理業協会
災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定	平成25年12月19日	秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部
災害時等におけるボランティア活動に関する協定	平成23年2月7日	特定非営利活動法人秋田パドラーズ
災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定	平成25年10月28日	赤帽秋田県軽自動車運送協同組合
災害時における救援物資提供に関する協定	平成26年2月7日	(株)伊藤園
	平成26年9月17日	みちのくコカ・コーラボトリング(株)
災害等の発生時における上水道用資材の調達に関する協定	平成26年2月5日	コスモ工機(株)
災害等の発生時における上水道用資材の調達に関する協定	平成26年2月5日	(株)イトー鋳造
災害時等の電力供給に関する協定	平成27年2月25日	秋田国見山風力発電(株)
災害時における家庭廃棄物の収集運搬に関する協定	平成27年10月26日	秋田市廃棄物処理協会
災害時における応急対策への協力に関する協定	平成30年3月29日	秋田県建造物解体業協会
秋田市の避難所等情報提供に関する協定	平成28年1月21日	ファーストメディア(株)
災害時における支援協力に関する協定	平成28年10月27日	秋田県行政書士会
災害時等における無人航空機による協力に関する協定	平成29年3月13日	秋田ドローンコミュニティ
災害時における仮設鋼材の供給に関する協定	平成30年10月3日	ヒロセホールディングス株式会社

資料 8-2 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定

秋田市（以下「甲」という。）と、秋田市民消費生活協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給協力等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時（地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合を言う。）に、甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力等に関する事項について定めるものとする。

（生活物資供給の協力要請）

第 2 条 災害時において甲が生活物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができるものとする。

（生活物資供給の協力実施）

第 3 条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給および運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（生活物資供給の協力手続き）

第 4 条 甲の乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（生活物資の運搬）

第 5 条 生活物資の運搬は、乙の指定するものが行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（費用）

第 6 条 乙が供給した商品の対価および乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

（ボランティア活動）

第 7 条 乙は、乙の組合員のボランティア活動を推進し、甲はこれに協力するものとする。

（協議）

第 8 条 この協定に定める事項を円滑に推進するために、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

（細目）

第9条 この協定を実施するための必要な細目は、別に定めるものとする。

(定めのない事項)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証とするため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成9年6月6日

甲 秋田市山王1丁目1番1号
秋 田 市
市 長 石 川 錬 治 郎

乙 秋田市土崎港北六丁目1番30号
秋田市民消費生活協同組合
代 表 小 松 宇 右 衛 門

資料 8-3 災害時における生活物資の供給協力等に関する協定実施細目

(趣旨)

第 1 条 この実施細目は、災害時における、生活物資の供給協力等に関する協定（以下「協定」という。）第 9 条に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(要請手続き)

第 2 条 協定第 4 条に定める甲の乙に対する要請文書は、生活物資供給要請書（様式 1）による。

- 2 甲および乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。
- 3 前項の連絡責任者等に変更があった場合は、すみやかに相手方に通知するものとする。

(生活物資の確保)

第 3 条 乙は災害時に必要な生活物資として、おおむね別表 1 の物資を中心に確保に努めるものとする。

(生活物資の納入、引取り)

第 4 条 乙は甲指定の場所に生活物資を納入する場合、生活物資の種類、数量等を記載した納品書を、納入場所を管理する秋田市職員、又は甲の指定する引き取り人に送付するものとする。

- 2 前項の納入書を受けた職員又は引き取り人は、生活物資の種類、数量等を確認し、適当と思われるときは受領書を発行するものとする。

(費用弁償)

第 5 条 協定第 6 条に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準とし、商品の供給および運搬終了後、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

- 2 費用の請求および支払いは遅滞なく行うものとし、その時期および方法は、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第 6 条 協定第 8 条に定める協議は、最低年 1 回行うものとする。

- 2 協議は、別表 1 に示す災害時に必要な生活物資の品目等の見直しを中心に行うとともに、その他必要事項についても協議を行うものとする。

平成 9 年 6 月 6 日

甲 秋田市山王1丁目1番1号
秋 田 市
市 長 石 川 鍊 治 郎

乙 秋田市民消費生活協同組合
理 事 長 小 松 宇 右 衛 門

別表 1

災害時に必要な生活物資

品 目	品 目 名
食 料 品	水、飲料、パン、バター、ジャム、レトルト食品、粉ミルク、缶詰、インスタント食品、お茶、小麦粉、醤油、砂糖、食用油、ハム、米、肉、魚、野菜、果物、弁当類
炊 事 用 具	ナベ、ヤカン、カセットコンロ、カセットガスボンベ、ナイフ
食 器 類	ほ乳ビン、はし、紙コップ、紙皿、茶碗
衣 料 品	下着、靴下、セーター
光 熱 材 料	ろうそく、マッチ、ライター、灯油
寝 具 類	毛布、タオルケット
日 用 雑 貨	ティッシュペーパー、トイレットペーパー、紙おむつ、洗剤、石鹼、生理用品、洗面用具、マスク、医薬品
そ の 他	懐中電灯、乾電池、バケツ、軍手、ガムテープ、タオル、靴、ビニール袋、飲料用ポリタンク、ノート、ラップ、使い捨てカイロ、蚊取り線香

様式 1

第 号
平成 年 月 日

秋田市民消費生活協同組合
○ ○ ○ ○ 様

秋田市長 ○ ○ ○ ○ 印

生活物資供給要請書

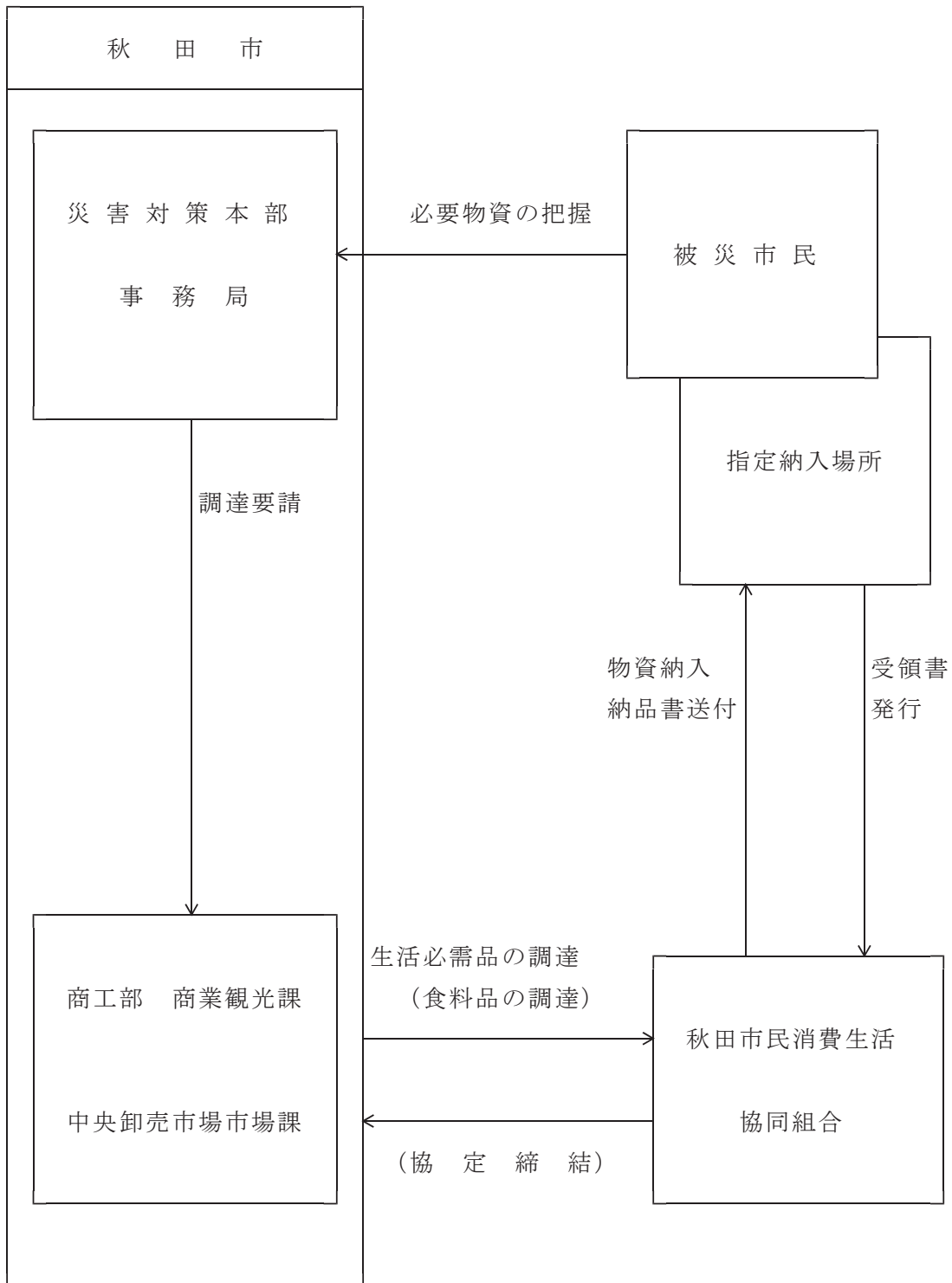
災害時における生活物資の供給協力等に関する協定第 2 条の規定に基づき、次のとおり生活物資の供給を要請します。

納入場所

品 名	数 量	備 考

《資 料》

協定実施に関する要請フロー



資料 8-4 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）、イオンモール株式会社イオン秋田ショッピングセンター（以下「乙」という。）およびイオン株式会社ジャスコ御所野店（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、秋田市域で地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙および丙との被災者に対する応急生活物資（以下「応急生活物資」という。）の供給その他災害応急活動（以下「災害応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は、乙および丙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとし、乙および丙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙および丙の職員を派遣し、甲が行う災害応急活動に従事させること。
- (2) 乙および丙の所有する災害応急活動用資機材を提供すること。
- (3) 乙および丙の店舗その他関係機関において保有する応急生活物資を供給すること。
- (4) 乙および丙の店舗（駐車場施設を含む。）において、被災者に対し、避難場所、飲料水、トイレ等を提供するとともに、テレビ、ラジオ等で知り得た災害に関する情報を提供すること。

2 甲、乙および丙は、前項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（応急生活物資）

第3条 前条第1項第3号の規定に基づき供給する応急生活物資は、別表に掲げる主な品目のうちから、被害の状況に応じて、甲と乙および丙との協議等により決定するものとする。

（協力要請の手続）

第4条 第2条の規定に基づく甲、乙および丙相互における協力の要請（以下「協力要請」という。）は、文書をもって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協力要請は、緊急を要するときは口頭又は電話等により行うことができる。この場合においては、協力要請をした者は、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲、乙および丙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

- 2 連絡責任者は、甲にあつては秋田市総務部防災対策課長、乙にあつてはイオンモール株式会社イオン秋田ショッピングセンター管理課長、丙にあつてはイオン株式会社ジャスコ御所野店店長とする。
- 3 甲、乙および丙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条第1項および第2項の規定による要請に応じ実施した災害応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲、乙および丙が協議して決定するものとする。

(負傷等の補償)

第7条 第2条第1項および第2項の規定による要請に応じ、災害応急活動に従事した者が災害応急活動に起因する事故等により死亡し、負傷もしくは疾病にかかり、又は障害者となった場合の補償については、甲と乙および丙とは、誠意をもって協議するものとする。

(情報の交換等)

第8条 甲、乙および丙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、平成18年5月24日から平成19年3月31日までとする。
2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲、乙および丙が協議し異議のないときは、この協定書の有効期間は、更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙および丙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙および丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年5月24日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 佐竹敬久

秋田市御所野地藏田一丁目1番1号

乙 イオンモール株式会社イオン秋田ショッピングセンター

ゼネラルマネージャー 佐々木真人

秋田市御所野地藏田一丁目1番1号

丙 イオン株式会社ジャスコ御所野店

店長 平 光 一

別 表

災害時における応急生活物資（供給想定品目）一覧

1 優先供給品目（災害直後優先して調達・供給することが想定される物資）

品 名
<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器入り水、飲料 ・ パン（菓子パン、調理パン、食パン） ・ 牛乳 ・ 果物（バナナ等） ・ レトルト食品 ・ 粉ミルク

2 状況に応じて供給する品目（状況により必要性が生じると想定される物資）

品 名	品 名
缶詰（イージーオープン）	タオル類
ハム、ソーセージ	ポリバケツ
インスタントラーメン	カセット式ガスコンロ及びボンベ
バター、ジャム	紙コップ、紙皿
緑茶、コーヒー、紅茶	トイレットペーパー
米穀類（米飯含む）	洗剤、石けん
麺類	紙おむつ
調味料	生理用品
電池	濡れティッシュ
懐中電灯	ゴミ袋
ローソク	かとり線香（夏）
マッチ、簡易ライター	使い捨てカイロ（冬）
軍手	ラップ、ホイル、ビニール袋

3 上記以外の物資（甲が特に必要と認め、甲乙協議のうえ定めた物資）

資料 8-5 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）とマックスバリュ東北株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、秋田市域で地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との被災者に対する応急生活物資（以下「応急生活物資」という。）の供給その他災害応急活動（以下「災害応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力を要請できる事項）

第 2 条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとし、乙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙の職員を派遣し、甲が行う災害応急活動に従事させること。
- (2) 乙の所有する災害応急活動用資機材を提供すること。
- (3) 乙の店舗その他関係機関において保有する応急生活物資を供給し、又は甲の指示した避難所等に応急生活物資を輸送すること。
- (4) 乙の店舗（駐車場施設を含む。）において、被災者に対し、避難場所、飲料水、トイレ等を提供するとともに、テレビ、ラジオ等で知り得た災害に関する情報を提供すること。

2 甲および乙は、前項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（応急生活物資）

第 3 条 前条第 1 項第 3 号の規定に基づき供給する応急生活物資は、別表に掲げる主な品目のうちから、被害の状況に応じて、甲と乙との協議等により決定するものとする。

（協力要請の手続）

第 4 条 第 2 条の規定に基づく甲乙相互における協力の要請（以下「協力要請」という。）は、文書をもって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協力要請は、緊急を要するときは口頭又は電話等により行うことができる。この場合においては、協力要請をした者は、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第 5 条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあっては秋田市総務部防災対策課長、乙にあってはマックスバリュ東北株式会社総務部長とする。

3 甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条第1項および第2項の規定による要請に応じ実施した災害応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

(負傷等の補償)

第7条 第2条第1項および第2項の規定による要請に応じ、災害応急活動に従事した者が災害応急活動に起因する事故等により死亡し、負傷もしくは疾病にかかり、又は障害者となった場合の補償については、甲と乙とは、誠意をもって協議するものとする。

(情報の交換等)

第8条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、平成18年5月24日から平成19年3月31日までとする。
2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲と乙とが協議し双方異議のないときは、この協定書の有効期間は、更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年5月24日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋 田 市 長 佐 竹 敬 久

秋田市土崎港北一丁目6番25号

乙 マックスバリュ東北株式会社

代表取締役社長 反 田 悦 生

別 表

災害時における応急生活物資（供給想定品目）一覧

1 優先供給品目（災害直後優先して調達・供給することが想定される物資）

品 名
<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器入り水、飲料 ・ パン（菓子パン、調理パン、食パン） ・ 牛乳 ・ 果物（バナナ等） ・ レトルト食品 ・ 粉ミルク

2 状況に応じて供給する品目（状況により必要性が生じると想定される物資）

品 名	品 名
缶詰（イージーオープン）	タオル類
ハム、ソーセージ	ポリバケツ
インスタントラーメン	カセット式ガスコンロ及びボンベ
バター、ジャム	紙コップ、紙皿
緑茶、コーヒー、紅茶	トイレットペーパー
米穀類（米飯含む）	洗剤、石けん
麺類	紙おむつ
調味料	生理用品
電池	濡れティッシュ
懐中電灯	ゴミ袋
ローソク	かとり線香（夏）
マッチ、簡易ライター	使い捨てカイロ（冬）
軍手	ラップ、ホイル、ビニール袋

3 上記以外の物資（甲が特に必要と認め、甲乙協議のうえ定めた物資）

資料 8-6 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）とイオン株式会社ジャスコ土崎港店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、秋田市域で地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との被災者に対する応急生活物資（以下「応急生活物資」という。）の供給その他災害応急活動（以下「災害応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力を要請できる事項）

第 2 条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとし、乙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙の職員を派遣し、甲が行う災害応急活動に従事させること。
- (2) 乙の所有する災害応急活動用資機材を提供すること。
- (3) 乙の店舗その他関係機関において保有する応急生活物資を供給すること。
- (4) 乙の店舗において、被災者に対し、避難場所、飲料水、トイレ等を提供するとともに、テレビ、ラジオ等で知り得た災害に関する情報を提供すること。

2 甲および乙は、前項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（応急生活物資の決定および引取）

第 3 条 前条第 1 項第 3 号の規定に基づき供給する応急生活物資は、別表に掲げる主な品目のうちから、被害の状況に応じて、甲と乙との協議等により決定するものとする。

2 前項により決定した乙が供給する応急生活物資は、納入場所を管理する甲の職員又は甲の指定する引取人が種類、数量等を確認のうえ引取るものとする。

（協力要請の手続）

第 4 条 第 2 条の規定に基づく甲乙相互における協力の要請（以下「協力要請」という。）は、文書をもって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協力要請は、緊急を要するときは口頭又は電話等により行うことができる。この場合においては、協力要請をした者は、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第 5 条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあっては秋田市総務部防災対策課長、乙にあっては店長とする。

3 甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要

な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条第1項および第2項の規定による要請に応じ実施した災害応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

(負傷等の補償)

第7条 第2条第1項および第2項の規定による要請に応じ、災害応急活動に従事した者が災害応急活動に起因する事故等により死亡し、負傷もしくは疾病にかかり、又は障害者となった場合の補償については、甲と乙とは、誠意をもって協議するものとする。

(情報の交換等)

第8条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、平成18年7月31日から平成19年3月31日までとする。
2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から文書にて更新しない旨の通知がない場合は、この協定書の有効期間は、更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年7月31日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 佐竹敬久

秋田市土崎港南二丁目3番41号

乙 イオン株式会社ジャスコ土崎港店

店長 伊藤智之

別 表

災害時における応急生活物資（供給想定品目）一覧

1 優先供給品目（災害直後優先して調達・供給することが想定される物資）

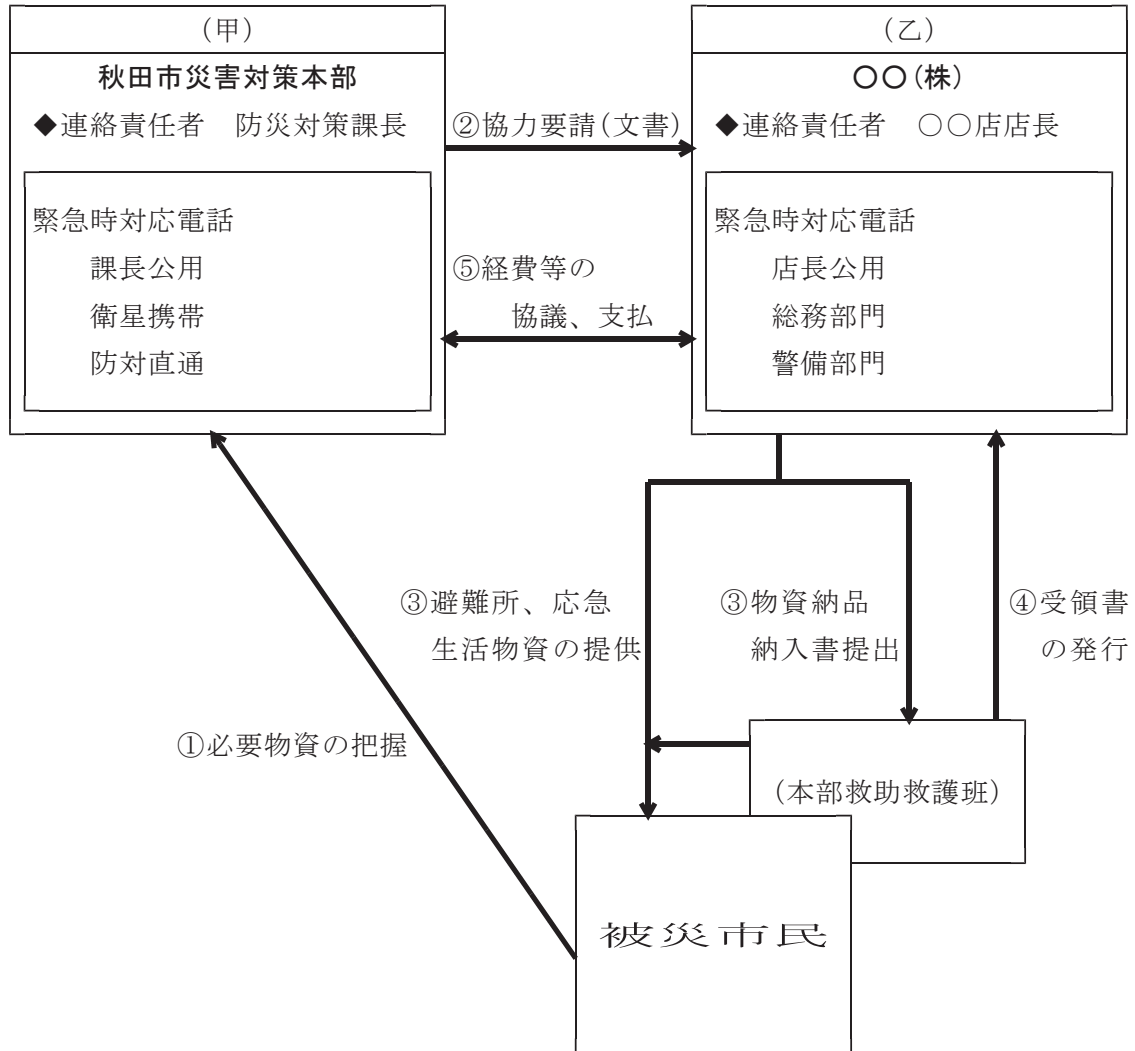
品 名
<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器入り水、飲料 ・ パン（菓子パン、調理パン、食パン） ・ 牛乳 ・ 果物（バナナ等） ・ レトルト食品 ・ 粉ミルク

2 状況に応じて供給する品目（状況により必要性が生じると想定される物資）

品 名	品 名
缶詰（イージーオープン）	タオル類
ハム、ソーセージ	ポリバケツ
インスタントラーメン	カセット式ガスコンロ及びボンベ
バター、ジャム	紙コップ、紙皿
緑茶、コーヒー、紅茶	トイレットペーパー
米穀類（米飯含む）	洗剤、石けん
麺類	紙おむつ
調味料	生理用品
電池	濡れティッシュ
懐中電灯	ゴミ袋
ローソク	かとり線香（夏）
マッチ、簡易ライター	使い捨てカイロ（冬）
軍手	ラップ、ホイル、ビニール袋

3 上記以外の物資（甲が特に必要と認め、甲乙協議のうえ定めた物資）

協定の実施に関するフロー及び緊急連絡体制



資料 8-7 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）とダイドードリンコ株式会社（以下「乙」という。）および株式会社秋田ダイドー（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田市内で地震・風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙および丙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙および丙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙および丙の事業所において保有する飲料を供給すること。
- (2) 乙および丙の事業所において保有する飲料を甲の指定する納入場所に搬送すること。
- (3) 乙および丙の指定した拠点において飲料を提供すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

2 乙および丙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。

3 前各項の規定にかかわらず甲、乙および丙は、必要があると認めるときは相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 第2条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、品目および数量、その他の必要事項を明らかにした文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 前項ただし書きの場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（品目等の決定および引取）

第4条 第2条第1項第1号および第2号の規定により供給される飲料の品目、数量、もしくは納入場所等に関しては、被害の状況に応じて、乙および丙の助言を得て甲が決定するものとする。

2 第2条第1項第1号の規定に基づく供給に当たっては、災害対策本部輸送班である甲の職員又は甲の指定する者が品目、数量等を確認のうえ引き取るものとする。また、同項第2号の規定による乙および丙が搬送する場合にあっては、納入場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者が確認のうえ引き取るものとする。

（報告）

第5条 乙および丙は、第2条の規定による要請に応じ応急活動を実施したときは、速やかに品目、数量、日時、納入場所およびその他の必要事項について甲に報告しなければならない。

(経費の負担)

第6条 第2条の規定による要請に応じ実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲、乙および丙が協議して決定するものとする。ただし、同条第1項第3号の規定による応急活動に要した経費は乙および丙の負担とする。

(連絡責任者)

第7条 甲、乙および丙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者(以下「連絡責任者」という。)をそれぞれに置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあつては総務部防災対策課長、乙にあつては秋田営業所長、丙にあつては社長とする。

3 甲、乙および丙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

(負傷等の補償)

第8条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲、乙および丙は、誠意をもって協議するものとする。

(情報の交換等)

第9条 甲、乙および丙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必用な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、平成20年8月28日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙および丙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙および丙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙および丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年8月28日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋 田 市 長 佐 竹 敬 久

青森市第二問屋町二丁目7番19号
乙 ダイードリンク株式会社 青森支店
支 店 長 中 村 政 行

秋田市御野場二丁目1番7号
丙 株式会社 秋田ダイドー
代表取締役社長 松 本 大

資料 8-8 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と協同組合秋田卸センター（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田市内において地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との被災者に対する応急生活物資の供給その他の災害応急活動（以下「災害応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める事項は、原則として、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の災害対策本部を設置し、乙に対し乙の組合員が所有する応急対策に要する生活物資および資機材（以下「生活物資等」という。）の確保および供給の協力を要請したときをもって発動するものとする。

（協力を要請できる事項）

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 生活物資等を提供すること。
- (2) 生活物資等を甲の指定する納入場所に搬送すること。
- (3) 乙の組合員が所有する施設（駐車場を含む。）を避難時における地域住民の一時集合同場所として乙の組合員の業務に支障のない範囲において使用させ、報道等で知り得た災害に関する情報を提供すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（生活物資等の種類）

第4条 災害時において、甲が乙に対し協力を要請する際の生活物資等の種類については、別表に掲げる品目のうちから、被害の状況に応じ、甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

（協力要請の手続）

第5条 第3条の規定による甲と乙との協力の要請は、生活物資等供給要請書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協力の要請は、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。この場合において、協力の要請をしたときは、事後速やかに文書を提出するものとする。

(報告)

第6条 乙は、甲からの要請に応じて生活物資等の供給を行ったときは、速やかに生活物資等供給報告書（別記第2号様式）を提出するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に定める連絡責任者は、甲にあっては総務部防災安全対策課長、乙にあっては協同組合秋田卸センター事務局常務理事とする。

2 甲および乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

(経費の負担)

第8条 第5条各項の規定による要請に応じて実施した災害応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲および乙が協議して決定するものとする。

(負傷等の補償)

第9条 第5条各項の規定による要請に応じて災害応急活動に従事した者が、当該災害応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害者となった場合の補償については、甲および乙が誠意をもって協議するものとする。

(協議)

第10条 この協定の履行に当たり疑義を生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲および乙が誠意をもって協議し、円満にその解決に当たるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成22年10月13日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の文書による通知がないときは、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また、同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年10月13日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 穂 積 志

秋田市卸町三丁目6番3号
乙 協同組合秋田卸センター
理事長 桑 原 功

(別記 第1号様式)

第 号
年 月 日

協同組合秋田卸センター
理事長 様

秋田市長

生活物資等供給要請書

「災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書」第5条の規定に基づき、次のとおり生活物資等の供給を要請します。

記

- 1 搬入場所
- 2 搬入日時 年 月 日 午前・午後 時
- 3 要請物資 下記のとおり

No.	生活物資等名称	規格	数量	納入場所(搬送先)	備考(納入希望日時等)

連絡責任者 秋田市災害対策本部 防災対策班
総務部防災安全対策課長
電 話 018-866-2021
F A X 018-823-5099

別表

生活物資の種類

(1) 生活必需品

区分	支給物資
外衣	洋服、作業衣、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等
寝具	タオルケット、毛布、布団等
身回品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘、テーブル等
炊事道具	なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具等
食器	はし、茶わん、皿等
日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、ビニールシート、雨除け用フィルム、トイレクイッポン等
光熱材料	マッチ、ローソク、保温シート等（※灯油およびプロパンガスを除く。）

(2) 食料品

区分	供給食料
主食用	弁当等、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン等（※米穀を除く。）
副食用	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ等 （※副食物は、変質、腐敗等のしにくいものに限る。）
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等
飲料	容器入り水、牛乳、緑茶、コーヒー、紅茶その他の飲料
菓子類	菓子および珍味

(3) 機材・役務

区分	供給機材・役務
機材	非常用トイレ、災害用品一式、鉄パイプ、土のう袋、車輛運搬具等
役務	交通誘導員の配置、労力、保管機能としての倉庫、広報等のチラシ作成等
その他	ぬいぐるみ系、絵本、ペットフード、飼料等

資料 8-9 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社イオン秋田中央店（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、秋田市域で地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との被災者に対する応急生活物資（以下「応急生活物資」という。）の供給その他災害応急活動（以下「災害応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協力を要請できる事項）

第 2 条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとし、乙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙の職員を派遣し、甲が行う災害応急活動に従事させること。
- (2) 乙の所有する災害応急活動用資機材を提供すること。
- (3) 乙の店舗その他関係機関において保有する応急生活物資を供給すること。
- (4) 乙の店舗（駐車場施設を含む。）において、被災者に対し、避難場所、飲料水、トイレ等を提供するとともに、テレビ、ラジオ等で知り得た災害に関する情報を提供すること。

2 甲および乙は、前項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（応急生活物資の決定および引取）

第 3 条 前条第 1 項第 3 号の規定に基づき供給する応急生活物資は、別表に掲げる主な品目のうちから、被害の状況に応じて、甲と乙との協議等により決定するものとする。

2 前項により決定した乙が供給する応急生活物資は、納入場所を管理する甲の職員又は甲の指定する引取人が種類、数量等を確認のうえ引取るものとする。

（協力要請の手続）

第 4 条 第 2 条の規定に基づく甲乙相互における協力の要請（以下「協力要請」という。）は、文書をもって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協力要請は、緊急を要するときは口頭又は電話等により行うことができる。この場合においては、協力要請をした者は、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第 5 条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあっては秋田市総務部防災安全対策課長、乙にあっては店長とす

る。

3 甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条第1項および第2項の規定による要請に応じて実施した災害応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

(負傷等の補償)

第7条 第2条第1項および第2項の規定による要請に応じ、災害応急活動に従事した者が災害応急活動に起因する事故等により死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がい者となった場合の補償については、甲と乙とは、誠意をもって協議するものとする。

(情報の交換等)

第8条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から文書で更新しない旨の通知がない場合は、この協定書の有効期間は、更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月5日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂積 志

秋田市檜山川口境5番11号

乙 イオンリテール株式会社イオン秋田中央店

店 長 井上 智雄

別 表

災害時における応急生活物資（供給想定品目）一覧

1 優先供給品目（災害直後優先して調達・供給することが想定される物資）

品 名
<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器入り水、飲料 ・ パン（菓子パン、調理パン、食パン） ・ 牛乳 ・ 果物（バナナ等） ・ レトルト食品 ・ 粉ミルク

2 状況に応じて供給する品目（状況により必要性が生じると想定される物資）

品 名	品 名
缶詰（イージーオープン）	タオル類
ハム、ソーセージ	ポリバケツ
インスタントラーメン	カセット式ガスコンロ及びボンベ
バター、ジャム	紙コップ、紙皿
緑茶、コーヒー、紅茶	トイレットペーパー
米穀類（米飯含む）	洗剤、石けん
麺類	紙おむつ
調味料	生理用品
電池	濡れティッシュ
懐中電灯	ゴミ袋
ローソク	かとり線香（夏）
マッチ、簡易ライター	使い捨てカイロ（冬）
軍手	ラップ、ホイル、ビニール袋

3 上記以外の物資（甲が特に必要と認め、甲乙協議のうえ定めた物資）

資料 8-10 災害時における物資の供給に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と、王子コンテナ株式会社青森工場秋田事業所（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市域で地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、物資の供給に関し必要な事項について定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資の供給が必要であると認めるときは、乙に対して、その調達について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる物資の調達について協力を要請できるものとし、乙は、この要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 段ボールシート
- (2) その他乙が取扱う商品

（協力実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲からの要請を受けたときは、特別な理由がない限り、優先して物資の供給および運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前項の要請により物資の供給を実施したときは、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（要請手続き）

第5条 甲が乙に対して行う前条に規定する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、原則乙又は乙の指定する者が行うものとする。

2 乙が供給する物資は、当該場所において、甲の職員又は甲の指定する引取人が種類、数量等を確認の上、引取るものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した物資の代金および運搬に要した費用については、甲が負担するもの

とする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格等を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

第8条 乙は、物資の納入が完了したときは、前条の費用について納品書および別途甲の定める請求書をもって、甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認の上、支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲および乙は、平常時から相互の連絡体制および物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれ置くものとする。

- 2 連絡責任者は、甲にあつては秋田市総務部防災安全対策課長、乙にあつては事業所長とする。
- 3 甲および乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 2 月 1 9 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市御所野湯本六丁目 2 番34号

乙 王子コンテナ株式会社 青森工場 秋田事業所

事業所長 山 下 秀 寿

資料 8-11 災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社レンタルのニッケン秋田営業所（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が秋田市域において発生した際に、避難場所に設置を必要とする仮設トイレの確保等を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定書において「仮設トイレの確保等」とは、秋田市域において災害が発生し、当該協定書に基づき甲が乙に対して協力要請を行った場合に、乙が保有する仮設トイレを避難場所へ搬入し、設置しおよび搬出することをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害が発生し仮設トイレが必要となった場合、乙に対し仮設トイレ確保要請書（様式第1号）により仮設トイレの確保等を要請する。ただし、甲は、急を要すると判断したときは、口頭、電話又はインターネットメール等により乙に対し仮設トイレの確保等を要請し、事後において速やかに仮設トイレ確保要請書を乙に対し送付する。

2 乙は、前項の要請に対し可能な限り協力する。

（報告）

第4条 乙は、前条の要請を受けて仮設トイレを確保し避難場所に設置したときは、仮設トイレ確保報告書（様式第2号）を作成し甲に提出する。

（経費負担）

第5条 本協定書に基づき甲の協力要請に応じて乙が行った仮設トイレの確保等に要する経費は、甲の負担とする。ただし、車両の移動中に発生した事故又は第三者に与えた損害に係る賠償等については、この限りでない。

2 前項に規定する経費の負担の額は、災害の発生直前における適正な価格等を基準として算出する。

（情報の交換）

第6条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するため、平常時から情報の交換に努めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定書は、締結の日から有効とし、有効期間は1年間とする。ただし、有効

期間満了日までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第8条 この協定書を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日の1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(補則)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年7月15日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 佐竹敬久

秋田市川尻町字大川反170番67号
乙 株式会社レンタルのニッケン秋田営業所
所長 釜谷万寿夫

<p>仮設トイレ確保要請書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">秋田市環境部 向浜事業所 発信者</p> <p style="text-align: right;">電話 865-1107 FAX 865-3138</p> <p>災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書に基づき、次のとおり仮設トイレの確保等について協力を要請します。</p>	
仮設トイレの設置を必要とする避難場所の住所	秋田市
避難場所の施設等の名称	
必要とする仮設トイレの基数	
設置場所の地図	
向浜事業所確認欄（秋田市担当者が記入）	
協力要請 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 （要請方法： 要請書手渡し ・ 口頭 ・ 電話 ・ メール ・ その他（ ））	
確保(設置)報告 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 午前・午後 時 分	

<h2 style="margin: 0;">仮設トイレ確保報告書</h2> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">平成 年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0;">（あて先） 秋 田 市 長</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">会社名 （担当者氏名および電話番号）</p> <p style="margin: 5px 0;">災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書に基づき平成 年 月 日 付けで秋田市から協力要請を受けた仮設トイレの確保等について、次のとおり報 告します。</p>	
避難場所への仮設ト イレ設置完了日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃
避難場所の施設等の 名称	
設置した仮設トイレ の基数・設置場所の 詳細	※ 設置場所の詳細については、略図を添付。
備 考	

設置状況の確認（秋田市担当者が記入）	
1	設置場所の区分 <input type="checkbox"/> 学校グラウンド <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 球場・競技場 <input type="checkbox"/> その他（ ）
2	設置の状況 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良 <input type="checkbox"/> 設置数量の不足 <input type="checkbox"/> その他（ ）
特記事項	

所 長	参 事	副 参 事	担 当

資料 8-12 災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と企業組合秋田北部清掃興業（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が秋田市域において発生した際に、避難場所に設置を必要とする仮設トイレの確保等を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定書において「仮設トイレの確保等」とは、秋田市域において災害が発生し、当該協定書に基づき甲が乙に対して協力要請を行った場合に、乙が保有する仮設トイレを避難場所へ搬入し、設置しおよび搬出することをいう。

（協力要請）

第 3 条 甲は、災害が発生し仮設トイレが必要となった場合、乙に対し仮設トイレ確保要請書（様式第 1 号）により仮設トイレの確保等を要請する。ただし、甲は、急を要すると判断したときは、口頭、電話又はインターネットメール等により乙に対し仮設トイレの確保等を要請し、事後において速やかに仮設トイレ確保要請書を乙に対し送付する。

2 乙は、前項の要請に対し可能な限り協力する。

（報告）

第 4 条 乙は、前条の要請を受けて仮設トイレを確保し避難場所に設置したときは、仮設トイレ確保報告書（様式第 2 号）を作成し甲に提出する。

（経費負担）

第 5 条 本協定書に基づき甲の協力要請に応じて乙が行った仮設トイレの確保等に要する経費は、甲の負担とする。ただし、車両の移動中に発生した事故又は第三者に与えた損害に係る賠償等については、この限りでない。

2 前項に規定する経費の負担の額は、災害の発生直前における適正な価格等を基準として算出する。

（情報の交換）

第 6 条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するため、平常時から情報の交換に努めるものとする。

（有効期間）

第 7 条 この協定書は、締結の日から有効とし、有効期間は 1 年間とする。ただし、有効

期間満了日までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第8条 この協定書を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日の1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(補則)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年7月15日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 佐竹敬久

秋田市土崎港西二丁目10番20号
乙 企業組合秋田北部清掃興業
理事長 長崎雄二

<p>仮設トイレ確保要請書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">秋田市環境部 向浜事業所 発信者</p> <p style="text-align: right;">電話 865-1107 FAX 865-3138</p> <p>災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書に基づき、次のとおり仮設トイレの確保等について協力を要請します。</p>	
仮設トイレの設置を必要とする避難場所の住所	秋田市
避難場所の施設等の名称	
必要とする仮設トイレの基数	
設置場所の地図	
向浜事業所確認欄（秋田市担当者が記入） 協力要請 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 （要請方法： 要請書手渡し ・ 口頭 ・ 電話 ・ メール ・ その他（ ）） 確保(設置)報告 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 午前・午後 時 分	

<h2 style="margin: 0;">仮設トイレ確保報告書</h2> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">平成 年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0;">（あて先） 秋 田 市 長</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">会社名 （担当者氏名および電話番号）</p> <p style="margin: 10px 0;">災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書に基づき平成 年 月 日 付けで秋田市から協力要請を受けた仮設トイレの確保等について、次のとおり報 告します。</p>	
避難場所への仮設ト イレ設置完了日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃
避難場所の施設等の 名称	
設置した仮設トイレ の基数・設置場所の 詳細	※ 設置場所の詳細については、略図を添付。
備 考	

設置状況の確認（秋田市担当者が記入）	
1 設置場所の区分	<input type="checkbox"/> 学校グラウンド <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 球場・競技場 <input type="checkbox"/> その他 ()
2 設置の状況	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良 <input type="checkbox"/> 設置数量の不足 <input type="checkbox"/> その他 ()
特記事項	

所 長	参 事	副 参 事	担 当

資料 8-13 災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と日野興業株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が秋田市域において発生した際に、避難場所に設置を必要とする仮設トイレの確保等を円滑に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定書において「仮設トイレの確保等」とは、秋田市域において災害が発生し、当該協定書に基づき甲が乙に対して協力要請を行った場合に、乙が保有する仮設トイレを避難場所へ搬入し、設置しおよび搬出することをいう。

（協力要請）

第 3 条 甲は、災害が発生し仮設トイレが必要となった場合、乙に対し仮設トイレ確保要請書（様式第 1 号）により仮設トイレの確保等を要請する。ただし、甲は、急を要すると判断したときは、口頭、電話又はインターネットメール等により乙に対し仮設トイレの確保等を要請し、事後において速やかに仮設トイレ確保要請書を乙に対し送付する。

2 乙は、前項の要請に対し可能な限り協力する。

（報告）

第 4 条 乙は、前条の要請を受けて仮設トイレを確保し避難場所に設置したときは、仮設トイレ確保報告書（様式第 2 号）を作成し甲に提出する。

（経費負担）

第 5 条 本協定書に基づき甲の協力要請に応じて乙が行った仮設トイレの確保等に要する経費は、甲の負担とする。ただし、車両の移動中に発生した事故又は第三者に与えた損害に係る賠償等については、この限りでない。

2 前項に規定する経費の負担の額は、災害の発生直前における適正な価格等を基準として算出する。

（情報の交換）

第 6 条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するため、平常時から情報の交換に努めるものとする。

（有効期間）

第 7 条 この協定書は、締結の日から有効とし、有効期間は 1 年間とする。ただし、有効

期間満了日までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第8条 この協定書を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日の1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(補則)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年7月15日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 佐竹敬久

千葉県市川市原木2498番
乙 日野興業株式会社
取締役社長 積田喜一

<p>仮設トイレ確保要請書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">秋田市環境部 向浜事業所 発信者</p> <p style="text-align: right;">電話 865-1107 FAX 865-3138</p> <p>災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書に基づき、次のとおり仮設トイレの確保等について協力を要請します。</p>	
仮設トイレの設置を必要とする避難場所の住所	秋田市
避難場所の施設等の名称	
必要とする仮設トイレの基数	
設置場所の地図	
向浜事業所確認欄（秋田市担当者が記入） 協力要請 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 午前・午後 時 分 （要請方法： 要請書手渡し ・ 口頭 ・ 電話 ・ メール ・ その他（ ）） 確保(設置)報告 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 午前・午後 時 分	

<h2 style="margin: 0;">仮設トイレ確保報告書</h2> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">平成 年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0;">（あて先） 秋 田 市 長</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">会社名 （担当者氏名および電話番号）</p> <p style="margin: 10px 0;">災害時における仮設トイレの確保等に関する協定書に基づき平成 年 月 日 付けで秋田市から協力要請を受けた仮設トイレの確保等について、次のとおり報 告します。</p>	
避難場所への仮設ト イレ設置完了日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃
避難場所の施設等の 名称	
設置した仮設トイレ の基数・設置場所の 詳細	※ 設置場所の詳細については、略図を添付。
備 考	

設置状況の確認（秋田市担当者が記入）	
1 設置場所の区分	<input type="checkbox"/> 学校グラウンド <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 球場・競技場 <input type="checkbox"/> その他 ()
2 設置の状況	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良 <input type="checkbox"/> 設置数量の不足 <input type="checkbox"/> その他 ()
特記事項	

所 長	参 事	副 参 事	担 当

資料 8-14 災害等におけるし尿および浄化槽汚泥の収集運搬業務に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と、企業組合秋田北部清掃興業、五大産業株式会社、有限会社秋田衛生社、秋田環境システム株式会社、有限会社千秋産業および株式会社河辺清掃社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害およびこれに類する緊急の事態（以下「災害」という。）が秋田市域において発生した場合の、し尿および浄化槽汚泥の収集並びに運搬に関する協力について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定書において「収集運搬業務」とは、秋田市域において災害が発生し、当該協定書に基づき甲が乙に対して協力要請を行った場合に、甲が指定する日時および場所において、乙が自ら保有する車両を用いて行うし尿および浄化槽汚泥の収集並びに運搬業務のことをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害等が発生し、収集運搬業務が必要となった場合、乙に対し、収集運搬業務要請書（様式第1号）により収集運搬業務を要請する。ただし、甲は、急を要すると判断したときは、口頭、電話、電子メール等により要請し、事後において速やかに収集運搬業務要請書を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請に対し可能な限り協力するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の要請を受けて収集運搬業務を行ったときは、収集運搬業務報告書（様式第2号）を作成し、甲に提出するものとする。

（経費負担）

第5条 災害等が発生した日から起算して概ね7日を経過するまでの間（以下初期活動期間という。）に行った収集運搬業務に要する経費は、乙の負担とする。

2 初期活動期間が経過した後に行った収集運搬業務に要する経費は、甲の負担とする。ただし、車両の移動中に発生した事故又は第三者に与えた損害に係る賠償等については、この限りでない。

3 乙は、前項に規定する経費の負担の額を、災害等の発生直前における適正な価格等の基準により算出して甲に請求し、甲は請求のあった日から30日以内に当該金額を乙に支払うものとする。

(情報の交換)

第6条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するため、平常時から情報の交換に努めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定書は、締結の日から有効とし、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、同一の内容をもって更新され、その後も同様とする。

(解約)

第8条 この協定書を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日の1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(補則)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲および乙が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年8月6日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 穂積 志

秋田市土崎港西二丁目10番20号
乙 企業組合 秋田北部清掃興業
理事長 長崎 雄二

秋田市茨島一丁目2番8号
五大産業 株式会社
代表取締役 笹 令

秋田市檜山川口境18番11号
有限会社秋田衛生社
代表取締役 篠田 和夫

秋田市御所野湯本二丁目1番5号
秋田環境システム株式会社
代表取締役 鎌田 茂

秋田市牛島東二丁目1番10号
有限会社 千秋産業
代表取締役 鎌田 義弘

秋田市河辺岩見字萱森留見瀬43
株式会社 河辺清掃社
代表取締役 戸井田 喜美雄

<p>収集運搬業務要請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <hr style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/> <p style="text-align: right;">秋田市〇〇部 〇〇〇 課</p> <p style="text-align: right;">発信者</p> <hr style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/> <p style="text-align: right;">電話 000-0000</p> <p style="text-align: right;">FAX 000-0000</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">災害等におけるし尿および浄化槽汚泥の収集運搬業務に関する協定書に基づき、 次のとおり収集運搬業務について協力を要請します</p>	
収集運搬業務を 行う場所の住所	秋田市
その場所の施設等の 名称	
<p>収集運搬業者場所の地図</p>	
<p>〇〇課確認欄（秋田市担当者が記入）</p> <p>協力要請 <input type="checkbox"/> 年 月 日 午前・午後 時 分</p> <p style="padding-left: 20px;">要請方法： 要請書手渡し・口頭・電話・電子メール・その他（ ）</p> <p>業務報告 <input type="checkbox"/> 年 月 日 午前・午後 時 分</p>	

年 月 日

（あて先） 秋 田 市 長

会社名

（担当者名および電話番号）

収集運搬業務報告書

くみ取り日時	くみ取り施設等の名称	くみ取り量 (KL)	備 考
年 月 日 午前・午後 年 月 日			
合 計	—		—

<p>業務の確認（秋田市担当者が記入）</p> <p>1 くみ取り施設等の区分 <input type="checkbox"/>学校グラウンド <input type="checkbox"/>公園 <input type="checkbox"/>球場・競技場 <input type="checkbox"/>その他（ ）</p> <p>2 くみ取り業務の状況 <input type="checkbox"/>良 好 <input type="checkbox"/>不 良 <input type="checkbox"/>そ の 他（ ）</p> <p>特記事項</p>

資料 8-15 災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、秋田市内で地震・風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第 2 条 甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の事業所および乙の関係事業所において保有する応急活動に要するレンタル機材を供給すること。
 - (2) 乙の事業所および乙の関係事業所において保有する応急活動に要するレンタル機材を甲の指定する納入場所に搬送すること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。
- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、これに協力するものとする。
- 3 甲および乙は、第 1 項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第 3 条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、機材供給要請書（別記第 1 号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

- 2 前項ただし書により協力要請をしたときは、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（品目等の決定および引取等）

第 4 条 第 2 条第 1 項第 1 号および第 2 号の規定により供給される機材の品目、数量等は別表に掲げるものから被害の状況に応じて、乙の助言を得て甲が決定するものとする。

- 2 前項により決定した機材の引取りは、第 2 条第 1 項第 1 号の規定により供給される場合にあつては、甲が機材の引取りのため派遣する甲の職員又は甲の指定する者が品目、数量等を確認のうえ行うものとし、同項第 2 号の規定により乙が搬送する場合にあつては、納入場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者が確認のうえ引き取るものとする。
- 3 レンタル期間が終了した機材の返却については、前項に準じて甲の職員又は甲の指定する者が確認のうえ行うものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条の規定による協力要請に応じて応急活動に要する機材のレンタルを開始したときは機材納入報告書(別記様式第2号)、機材のレンタルが終了したときは機材レンタル終了報告書(別記第3号様式)を速やかに甲に提出しなければならない。

- 2 機材納入報告書および機材レンタル終了報告書の提出にあたっては、前条第2項および第3項に定める者が機材の引取又は返却を確認した旨の署名又は押印した書類もしくはその写し(以下「確認書類等」という。)を添付するものとし、確認書類等の内容が報告すべき事項を満たす場合は、前項に定める各報告書の機材供給内容の記載を省略することができるものとする。

(経費等の負担)

第6条 第2条の規定による要請に応じて実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正なレンタル価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者(以下「連絡責任者」という。)をそれぞれに置くものとする。

- 2 連絡責任者は、甲にあつては総務部防災対策課長、乙にあつては東北支店秋田ブロック長とする。
- 3 甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

(損害の補償)

第8条 この協定に基づき実施した応急活動により、乙が、第三者に損害を生じさせた場合は、甲乙協議し処理、解決にあたるものとする。

(負傷等の補償)

第9条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲と乙とが誠意をもって協議するものとする。

(情報の交換等)

第10条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとし、訓練に要する費用の負担は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、平成21年1月14日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年1月14日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋 田 市

秋 田 市 長 佐 竹 敬 久

東京都中央区日本橋三丁目12番2号

乙 朝日ビルヂング7F

株式会社 アクティオ

代表取締役社長 小 沼 光 雄

別記 第1号様式

平成 年 月 日
時 分 株

株式会社アクティオ
東北支店秋田ブロック長

様

秋田市災害対策本部長

秋田市長

印

機材供給要請書

「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第3条の規定に基づき協力を下記のとおり要請します。

記

1 要請事項：機材のレンタル

2 レンタル期間：納入日より 日間

3 機材供給要請内容

No.	機材名称	規格	数量	搬送先	備考(納入希望日時等)

連絡責任者 秋田市災害対策本部 防災対策班
総務部防災対策課
課長
電話 018-866-2021
FAX 018-823-5099

別記 第2号様式

平成 年 月 日

秋田市災害対策本部長

秋田市長

宛

株式会社アクティオ

東北支店秋田ブロック長

印

機材納入報告書

平成 年 月 日付け防対第 号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第2条の規定に基づく機材の供給が完了したので、同第5条により報告します。

記

機材供給内容

No.	機材名称	規格	要請数量	供給数量	搬送先	備考(納入日時等)

連絡責任者 株式会社アクティオ
東北支店秋田ブロック長

電 話

F A X

別記 第3号様式

平成 年 月 日

秋田市災害対策本部長

秋田市長 宛

株式会社アクティオ

東北支店秋田ブロック長

印

機材レンタル終了報告書

平成 年 月 日付け防対第 号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第2条の規定に基づく応急活動が終了したので、同第5条により報告します。

記

機材供給内容

No.	機材名称	規格	供給数量	搬送先	レンタル期間 年 月 日～ 年 月 日

連絡責任者 株式会社アクティオ
東北支店秋田ブロック長

電 話

F A X

別 表

災害時における供給レンタル機材（供給想定品目）一覧

1 優先供給品目（災害直後優先して調達・供給することが想定される機材）

品 名
<ul style="list-style-type: none"> ・ 投光機、エンジン搭載式投光器 ・ 発電機（小型、中型、大型） ・ 投光車 ・ 電源車 ・ ストープ類 ・ 移動式トイレ

2 状況に応じて供給が想定される機材

品 名	品 名
シャワーユニット	道路機械（道路カッター等）
空調機	道路メンテナンス（バリケード等）
クーラー	レンタカー
無線機	荷役機械（フォークリフト等）
衛星携帯電話	掃除機
掘削機械（バックホー等）	工具類（草刈機等）
運搬機械（ホイールローダ等）	水中ポンプ類
整地機械（ブルドーザ等）	

3 上記以外の機材（甲が特に必要と認め、甲乙協議のうえ決定する機材）

資料 8-16 災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田市内で地震・風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の所有する応急対策に要する資機材および生活物資（以下「資機材等」という。）を供給すること。
 - (2) 乙の所有する資機材等を甲の指定する納入場所に搬送すること。
 - (3) 乙および乙の関係事業所に付随する空地等を避難時における地域住民の一時集合場所等として乙の業務に支障のない範囲において使用させ、報道等で知り得た災害に関する情報を提供すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。
- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、これに協力するものとする。
- 3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、資機材等供給要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

- 2 前項ただし書により協力要請をしたときは、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（品目等の決定および引取）

第4条 第2条第1項第1号および第2号の規定により供給される資機材等の品目、数量、もしくは納入場所等に関しては、被害の状況に応じて、乙の助言を得て甲が決定するものとする。

- 2 前項により決定した資機材等の引取りは、第2条第1項第1号の規定により供給される場合にあつては、引取りのために甲が派遣する甲の職員又は甲が指定する者が品目、数量等を確認のうえ行うものとし、同項第2号の規定により乙が搬送する場合にあつて

は、納入場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者が確認のうえ引き取るものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条の規定による要請に応じ応急活動を実施したときは、速やかに資機材等供給報告書(別記第2号様式)に前条第2項に定める者が資機材等を引き取った旨の署名又は押印した書類もしくはその写し等(以下「受領書等」という。)を添付し、甲に報告しなければならない。

2 受領書等の内容が報告すべき事項を満たす場合は、前項に定める報告書の資機材等供給内容の記載を省略することができるものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条の規定による要請に応じて実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。ただし、同条第1項第3号の規定による応急活動に要した経費については乙の負担とする。

(連絡責任者)

第7条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者(以下「連絡責任者」という。)をそれぞれに置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあっては総務部防災対策課長、乙にあっては事務局責任者とする。

3 甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

(負傷等の補償)

第8条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(情報の交換等)

第9条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、平成21年1月14日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年1月14日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 佐竹敬久

新潟市南区清水4501番地1

乙 NPO法人コメリ災害対策センター

理事長 捧賢一

(別記 第1号様式)

防 対 第 号
平成 年 月 日
時 分 N

PO法人コメリ災害対策センター
理事長 様

秋田市災害対策本部長
秋田市長 印

資機材等供給要請書

「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第3条の規定に基づき協力を下記のとおり要請します。

記

資機材等供給要請内容

No.	資機材等名称	規格	数量	納入場所(搬送先)	備考(納入希望日時等)

連絡責任者 秋田市災害対策本部 防災対策班
総務部防災対策課長
電 話 018-866-2021
F A X 018-823-5099

(別記 第2号様式)

平成 年 月 日

秋田市災害対策本部長

秋田市長

宛

NPO法人コメリ災害対策センター

理事長

印

資機材等供給報告書

平成 年 月 日付け防対第 号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第2条の規定に基づく応急活動が完了がしたので、同第5条に基づき報告します。

記

資機材等供給内容

No.	資機材等名称	規格	要請数量	供給数量	納入場所(搬送先)	備考(納入日時等)

連絡責任者 NPO法人コメリ災害対策センター
事務局責任者
電 話 025-371-4112
F A X 025-371-4151

資料 8-17 災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社サンデー（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、秋田市内で地震・風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第 2 条 甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の所有する応急対策に要する資機材および生活物資（以下「資機材等」という。）を供給すること。
 - (2) 乙の所有する資機材等を甲の指定する納入場所に搬送すること。
 - (3) 乙の管理する事業所に付随する空地等を避難時における地域住民の一時集合場所等として乙の業務に支障のない範囲において使用させるとともに、報道等で知り得た災害に関する情報を提供すること。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。
- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、これに協力するものとする。
- 3 甲および乙は、第 1 項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第 3 条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、資機材等供給要請書（別記第 1 号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

- 2 前項ただし書により協力要請をしたときは、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（品目等の決定および引取）

第 4 条 第 2 条第 1 項第 1 号および第 2 号の規定により供給される資機材等の品目、数量、もしくは納入場所等に関しては、被害の状況に応じて、乙の助言を得て甲が決定するものとする。

- 2 前項により決定した資機材等の引取りは、第 2 条第 1 項第 1 号の規定により供給される場合にあつては、甲が引取りのために派遣する甲の職員又は甲が指定する者が品目、数量等を確認のうえ行うものとし、同項第 2 号の規定により乙が搬送する場合にあつて

は、納入場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者が確認のうえ引き取るものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条の規定による要請に応じ応急活動を実施したときは、速やかに資機材等供給報告書(別記第2号様式)に前条第2項に定める者が資機材等を引き取った旨の署名又は押印した書類もしくはその写し(以下「受領書等」という。)を添付し、甲に提出しなければならない。

2 受領書等の内容が報告すべき事項を満たす場合は、前項に定める報告書の資機材等供給内容の記載を省略することができるものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条の規定による要請に応じて実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。ただし、同条第1項第3号の規定による応急活動に要した経費については乙の負担とする。

(連絡責任者)

第7条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者(以下「連絡責任者」という。)をそれぞれに置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあっては総務部防災対策課長、乙にあっては人事総務部長とする。

3 甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

(負傷等の補償)

第8条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(情報の交換等)

第9条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、平成21年1月14日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年1月14日

秋田県秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋 田 市 長 佐 竹 敬 久

青森県八戸市根城六丁目22番10号
乙 株式会社サンデー
代表取締役社長 和 田 正 徳

別記 第1号様式

防 対 第 号
平成 年 月 日
時 分

株式会社サンデー
役職名

様

秋田市災害対策本部長
秋田市長

印

資機材等供給要請書

「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第2条の規定に基づき協力を下記のとおり要請します。

記

資機材等供給要請内容

No.	資機材等名称	規格	数量	納入場所(搬送先)	備考(納入希望日時等)

連絡責任者 秋田市災害対策本部 防災対策班
総務部防災対策課
課 長
電 話 018-866-2021
F A X 018-823-5099

別記 第2号様式

平成 年 月 日

秋田市災害対策本部長

秋田市長

宛

株式会社サンデー

役職名

印

資機材等供給報告書

平成 年 月 日付け防対第 号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定」第2条の規定に基づく応急活動が完了したので、同第5条に基づき報告します。

記

資機材等供給内容

No.	資機材等名称	規格	要請数量	供給数量	納入場所(搬送先)	備考(納入日時等)

連絡責任者 株式会社サンデー

人事総務部長

電話 0178-47-8511

FAX 0178-47-8521

資料 8-18 災害時(非常時)における応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 雄和町(以下「甲」という。)と、仙北西部漁業協同組合(以下「乙」という。)は、雄和町及びその周辺で大規模災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合、「甲」の要請により、「乙」は協力・応援を行い、もって人命救助、物資運搬等を緊急に実施できるようにするため、この協定を締結する。

(連絡窓口)

第2条 「甲」と「乙」は、あらかじめ応援協定に関する連絡担当者を定め、災害が発生したときは、速やかに相互連絡するものとする。

(応援手続)

第3条 応援を要請する「甲」は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当者を通じて電話、ファクシミリ又は電信により応援を要請し、後日速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 災害の概要と応援要請の事由
- (2) 応援を必要とする時間(期間)
- (3) 応援の場所及び活動内容
- (4) その他、応援活動上の参考事項

(応援の種類)

第4条 「乙」の救援活動の内容は、通常次のとおりとする。

- (1) 人員及び物資の緊急輸送
- (2) 人員及び物資の捜索
- (3) その他、特に要請のあった事項

(経費負担)

第5条 応援に要した経費は、「甲」の負担とする。

2 応援を要請した「甲」が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ「甲」から依頼があった場合には「乙」が当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(協定終了)

第6条 この協定を終了しようとするときは、その意志を通告することができ、この場合には通告のあった当該年度で協定は終了するものとする。ただし、いずれかに負担義務等がある場合は、その精算後に協定は終了するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、両者が、協議して決定する

ものとする。

附 則

この協定は、平成10年6月8日から効力を生ずる。

平成10年6月8日

甲 雄 和 町 長

乙 仙北西部漁業協同組合代表理事組合長

資料 8 - 1 9 災害非常通信の協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田市役所アマチュア無線クラブ会長千田明（以下「乙」という。）とは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号による非常通信の協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、秋田市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害情報の収集および伝達について、防災担当課を通じて乙に協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、電波法および関係法令の範囲内において、災害情報の収集および伝達について甲に協力するものとする。

（無線機械の貸与等）

第2条 前条の通信業務を行うため、甲は、甲が市庁舎内に設置する無線機械を基地局として、乙に無償で貸与するものとする。

2 前項の無線機械の保守管理は、乙が行うものとする。

3 甲は、甲が必要と認める範囲内で、乙が第1項の無線機械を通信業務の訓練等に使用することを認めるものとする。

（経費負担等）

第3条 第1条の通信業務の実施に要した経費のなかで、甲が必要と認めた経費については、甲の負担とする。

2 第1条の通信業務の実施の際に、乙に所属する市職員およびその所有する無線機械、車両、その他物件に生じた乙の責めによらない損害については、甲が補償するものとする。

（名簿の提出）

第4条 第1条の通信業務を円滑に行うために、乙は、毎年4月1日現在に乙に所属する市職員の名簿を甲に提出することとする。

また、乙に所属する市職員の住所、電話番号等の記載事項に変更があった場合、乙は、甲に遅滞なく報告することとする。

（協定に定めのない事項）

第5条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その一通を保有するものとする。

昭和59年3月17日

秋田県秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋田市
秋田市長 高田景次

青森県八戸市根城六丁目22番10号
乙 秋田市役所アマチュア無線クラブ
会 長 千田 明

資料 8-20 非常災害時における協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 雄和町(以下「甲」という。)と、高尾山アマチュア無線中継局管理団体(以下「乙」という。)は、雄和町及びその周辺で非常災害が発生し、又は災害発生のおそれのある場合、災害情報等を正確迅速に情報及び伝達するため、この協力協定を締結する。

(協力要請)

第2条 「甲」は非常災害時等、電話などによる通信連額が困難な場合、「乙」に協力を要請することができるものとする。

(協力体制)

第3条 「乙」は、電波法第52条第4号による「非常通信業務の範囲」において協力するものとする。

(守秘義務)

第4条 「乙」は、情報収集時において知り得た個人のプライバシー及び「甲」の業務上の事項については、「甲」の指示を受けるなど守秘義務を負い、遵守するものとする。

(経費負担)

第5条 この協定による通信業務に係る協力は、経費を伴わない範囲で実施されるものとする。

(付則)

第6条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて協議するものとする。

(協定の終了)

第7条 この協定を終了しようとするときは、その意志を通告することができ、その場合には通告のあった当該年度で協定は終了するものとする。

平成8年12月17日

甲 雄和町妙法字上大部48-1
雄 和 町 長

乙 雄和町相川字銅屋232-1
高尾山アマチュア無線中継局管理団体

資料 8-21 災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と社会福祉法人松寿会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害等（以下「災害等」という。）の発生時における福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が管理する社会福祉施設等をあらかじめ福祉避難所（身体等の状況が社会福祉施設等への入所又は医療機関への入院に至らない程度の者であって、避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。以下同じ。）での生活において特別な配慮を要するもの（以下「特別な配慮を要する者」という。）のために特別な配慮がなされた避難所をいう。以下同じ。）として指定するとともに、その開設に関し基本的な事項を定めることにより、災害等の発生時における福祉避難所の迅速な開設および円滑な運営を図ることを目的とする。

（福祉避難所に指定する社会福祉施設等）

第2条 甲が災害等の発生時において開設する福祉避難所として乙が指定を受けることを承諾する乙の社会福祉施設等の名称および所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
特別養護老人ホーム松涛園	秋田市浜田字陳ケ原35番地31
養護老人ホーム松寿園	秋田市浜田字陳ケ原15番地5
軽費老人ホーム（A型）だいせん	秋田市新屋大川町17番3号

（対象者）

第3条 福祉避難所における受入れの対象となる者（以下「対象者」という。）は、特別な配慮を要する者およびその介護者とする。

（受入れの要請および受諾）

第4条 甲は、必要と認めるときは、災害等により自宅に居住することが困難となった特別な配慮を要する者およびその介護者について、第2条に掲げる社会福祉施設等における受入れを乙に要請するものとする。

2 乙は、前項の要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（要請手続）

第5条 前条第1項の要請は、事前に福祉避難所における受入要請書（様式第1号）を乙に送付して行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により行うことができる。

2 甲は、前条第1項の要請をする場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

る。

- (1) 当該要請に係る対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名および連絡先

(福祉避難所の開設)

第6条 甲は、乙が第4条第1項の要請を受諾したときは、当該要請に係る福祉避難所を開設するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により福祉避難所を開設しようとするときは、その旨を乙に通知するものとする。

(移送)

第7条 対象者の移送は、原則として当該対象者の家族等が行うものとする。ただし、対象者の家族等による移送が困難な場合は、甲は、乙に当該対象者の移送を要請することができるものとする。

(物資の調達および介護支援者の確保)

第8条 甲は、対象者に係る日常生活用品、食料、医薬品等の必要物資の調達に努めるものとする。

- 2 甲は、乙が対象者を適切に介護することができるよう、看護師、介護員、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第9条 第6条の規定により開設した福祉避難所の管理運営に係る費用については、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第10条 甲が福祉避難所を開設する期間は、7日以内とする。ただし、乙が承諾した場合は、これを延長することができる。

(受入可能人員等)

第11条 甲および乙は、この協定の締結後、受入可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の取扱い)

第12条 乙は、福祉避難所において受け入れた対象者の個人情報の取扱いについては、秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）の規定に従い、当該対象者の権利利益を侵害することがないように適切に取り扱わなければならない。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。た

だし、甲又は乙から期間満了の1か月前までに相手方に対し書面による別段の意思表示がなされない場合は、期間満了の日の翌日から1年間更新されたものとし、更新後についても、同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年3月30日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市浜田字陳ヶ原15番地5

乙 社会福祉法人松寿会

理事長 本 間 智

(様式第1号)

福 推 室 第 号
平成 年 月 日

(法人・団体代表者あて) 様

秋田市長 穂 積 志

福祉避難所における受入要請書

「災害時における福祉避難所の開設等に関する協定」第4条第1項に基づき、貴法人（団体）が管理する下記の福祉避難所における対象者の受入を要請いたします。

記

- 1 福祉避難所の名称 ○○
福祉避難所の所在地 (秋田市○○)
- 2 開設予定期間 平成 年 月 日まで
※開設期間の延長について協議させていただく場合があります。
- 3 開設準備および対象者の受入に関する連絡調整窓口

秋田市災害対策本部福祉班

(秋田市福祉総務課)

福祉避難所連絡員 ○○ 又は ○○

TEL 018-866-2090 FAX 018-866-2417

担 当 秋田市災害対策本部福祉班
(秋田市福祉総務課内)

○○

TEL 018(866)2090

FAX 018(866)2417

資料 8-22 災害時における福祉避難所の開設等に関する協定締結先一覧

(すべて平成24年3月30日締結、平成26年1月9日現在)

【社会福祉法人】

No.	協定書 (前文)		協定書 (第2条)		種別	地区
	法人名	名称	所在地			
1	社会福祉法人秋田聖徳会	秋田聖徳会養護老人ホーム	秋田市旭南一丁目5番6号	老	中央	
		秋田市旭南老人デイサービスセンター	秋田市旭南一丁目8番12号	老	中央	
		秋田聖徳会障がい福祉サポートセンター聖和	秋田市川元小川町1番8号	障	中央	
2	社会福祉法人秋田県厚生協会	特別養護老人ホーム高清水寿光園	秋田市寺内後城6番41号	老	北	
		特別養護老人ホーム南寿園	秋田市上北手猿田字後谷地108番地3	老	南	
		障害者支援施設雄高園	秋田市雄和戸賀沢字金山沢89番地29	障	南	
3	社会福祉法人えびす会	特別養護老人ホーム海松園	秋田市下新城中野字街道端西233番地47	老	北	
4	社会福祉法人晃和会	特別養護老人ホーム太平荘	秋田市太平八田字藤の崎231番地の3	老	東	
		太平荘ショートステイセンター	秋田市太平八田字藤の崎231番地の3	老	東	
		秋田市川口老人デイサービスセンター	秋田市楡山登町10番64号	老	中央	
		ひだまりデイサービスセンター	秋田市東通仲町4番1号	老	東	
		障害者支援施設ひだまり	秋田市東通仲町4番1号	障	東	
		本道の街ショートステイセンター	秋田市柳田字川崎138番地	老	東	
		本道の街デイサービスセンター	秋田市柳田字川崎138番地	老	東	
		デイサービス本道の街ゆったり館	秋田市柳田字川崎138番地	老	東	
		5	社会福祉法人松寿会	松寿会特別養護老人ホーム松涛園	秋田市浜田字陳ヶ原35番地31	老
養護老人ホーム松寿園	秋田市浜田字陳ヶ原15番地5	老		西		
軽費老人ホーム(A型) だいせん	秋田市新屋大川町17番3号	老		西		
6	社会福祉法人ともしび会	特別養護老人ホーム光峰苑	秋田市添川字鶴木台65番地3	老	東	
		光峰苑デイサービスセンター	秋田市添川字鶴木台65番地3	老	東	
		光峰苑ショートステイクアホテル鶴木台	秋田市添川字鶴木台65番地3	老	東	
		ショートステイクアホテルほどの	秋田市保戸野すね町78番24号	老	中央	
7	社会福祉法人幸楽会	特別養護老人ホーム幸楽園	秋田市上新城中字片野4番地	老	北	
		ショートステイ幸楽園	秋田市上新城中字片野4番地	老	北	
		秋田市外旭川老人デイサービスセンター	秋田市外旭川字鳥谷場136番地	老	北	
8	社会福祉法人秋田中央福祉会	特別養護老人ホーム金寿園	秋田市下新城笠岡字川向28番地	老	北	
9	社会福祉法人秋田けやき会	特別養護老人ホームやすらぎホームけやき	秋田市御所野下堤五丁目1番5号	老	南	
10	社会福祉法人新成会	特別養護老人ホーム新成園	秋田市浜田字元中村280番地の9	老	西	
		短期入所生活介護施設新成園	秋田市浜田字元中村280番地の9	老	西	
		通所介護施設新成園	秋田市浜田字元中村280番地の9	老	西	
		ケアハウス大地	秋田市浜田字元中村280番地の9	老	西	
11	社会福祉法人旭川やすらぎ会	特別養護老人ホーム魁聖園	秋田市新藤田字治郎沢52番地6	老	東	
		魁聖園短期入所生活介護事業所	秋田市新藤田字治郎沢52番地6	老	東	
		魁聖園デイサービスセンター	秋田市新藤田字治郎沢52番地6	老	東	
		魁聖園ケアハウス	秋田市新藤田字治郎沢52番地6	老	東	
12	社会福祉法人いづみ会	特別養護老人ホームリンデンバウムいづみ	秋田市泉菅野二丁目17番11号	老	中央	
		リンデンバウムいづみショートステイ	秋田市泉菅野二丁目17番11号	老	中央	
		リンデンバウムいづみデイサービスセンター	秋田市泉菅野二丁目17番11号	老	中央	
		ケアハウススプリングヒル	秋田市泉菅野二丁目17番11号	老	中央	
		ウェルビューいづみ老人デイサービスセンター	秋田市泉菅野二丁目17番27号	老	中央	
		ウェルビューいづみ障害福祉サービスセンター	秋田市泉菅野二丁目17番27号	障	中央	
		ウェルビューいづみ生活支援ハウス	秋田市泉菅野二丁目17番27号	老	中央	
13	社会福祉法人河辺ふくし会	特別養護老人ホーム河辺荘	秋田市河辺大張野字水口沢216番地	老	東	
14	社会福祉法人雄和福祉会	特別養護老人ホーム花の家	秋田市雄和石田字苗代沢18番地	老	南	
		デイサービスセンター緑水苑	秋田市雄和石田字苗代沢25番地1	老	南	

No.	協定書（前文）		協定書（第2条）		種別	地区
	法人名	名称	所在地			
15	社会福祉法人愛染会	介護老人保健施設あいぜん苑	秋田市上新城道川字愛染58番地	老	北	
		デイサービスセンターあいらんど	秋田市飯島新町一丁目3番15号	老	北	
		特別養護老人ホーム一つ森	秋田市上北手荒巻字鳥越229番地1	老	南	
16	社会福祉法人桜丘会	介護老人保健施設桜の園	秋田市下北手梨平字登館8番地	老	東	
		小規模多機能型居宅介護幸の家	秋田市南通亀の町12番22号	老	中央	
		特別養護老人ホーム八橋	秋田市八橋イサノ一丁目2番4号	老	中央	
17	社会福祉法人新秋会	特別養護老人ホームひなた	秋田市土崎港西三丁目11番5号	老	北	
		ショートステイひなた	秋田市土崎港中央三丁目4番39号	老	北	
		デイサービスセンターひなた	秋田市土崎港中央三丁目4番39号	老	北	
18	社会福祉法人北社	障害者支援施設ほくと	秋田市下新城中野字街道端西11番地の1	障	北	
		リフレッシュコア中通	秋田市中通四丁目3番23号	老	中央	
19	社会福祉法人はまなす会	ケアハウス土崎	秋田市土崎港中央三丁目4番40号	老	北	
		高齢者介護施設ぬくもり山王	秋田市川尻町字大川反233番地の59	老	中央	
		小規模多機能ホーム日吉坂	秋田市新屋比内町7番4号	老	西	
20	社会福祉法人秋田市社会福祉協議会	秋田市河辺老人デイサービスセンター	秋田市河辺三内字外川原34番地2	老	東	
		秋田市八橋老人デイサービスセンター	秋田市八橋南一丁目8番2号	老	中央	
		秋田市老人福祉センター	秋田市八橋南一丁目8番2号	老	中央	
21	社会福祉法人みその	みそのホームデイサービスセンター	秋田市寺内蛭根二丁目6番34号	老	北	
		マリアの家	秋田市寺内蛭根二丁目6番34号	老	北	
		みそのホームグループホーム	秋田市寺内蛭根二丁目6番34号	老	北	
22	社会福祉法人蹊仁会	ケアハウスファミリー園	秋田市桜一丁目4番21号	老	東	
		社会福祉法人蹊仁会ファミリー園デイサービスセンター	秋田市桜一丁目4番21号	老	東	
23	社会福祉法人秋田県社会福祉事業団	秋田県高清水園	秋田市上北手猿田字苗代沢14番地の1	障	南	
		秋田県身体障害者更生訓練センター	秋田市新屋下川原町2番3号	障	西	
24	社会福祉法人秋田県身体障害者福祉協会	秋田ワークセンター	秋田市下北手柳館字前田面134番地	障	東	
25	社会福祉法人秋田育明会	ふきのとう	秋田市柳田字竹生168番地1	障	東	
		竹生寮ぱれっとハウス	秋田市柳田字竹生168番地	障	東	
		柳田新生寮	秋田市柳田字竹生197番地	障	東	

【医療法人】

No.	協定書（前文）		協定書（第2条）		種別	地区
	法人名	名称	所在地			
26	医療法人久幸会	介護老人保健施設ニコニコ苑	秋田市下新城中野字琵琶沼138番地1	老	北	
		げんきハウス金足	秋田市金足追分字海老穴222番地	障	北	
		げんきハウス下新城	秋田市金足追分字海老穴222番地	障	北	
27	医療法人久盛会	指定相談支援事業所クローバー	秋田市飯島道東二丁目13番20号	障	北	

【秋田県立特別支援学校】

No.	協定書（前文）		協定書（第2条）		種別	地区
	学校名	名称	所在地			
28	秋田県立盲学校	秋田県立盲学校	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番127	学	南	
29	秋田県立聾学校	秋田県立聾学校	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番127	学	南	
30	秋田県立秋田きらり支援学校	秋田県立秋田きらり支援学校	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番127	学	南	
31	秋田県立栗田養護学校	秋田県立栗田養護学校	秋田市新屋栗田町10番10号	学	西	

資料 8-23 災害時における応急対策活動に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と社団法人秋田県造園協会秋田支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、秋田市内で地震・風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第 2 条 甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の会員を構成員とする工作隊（以下「工作隊」という。）を組織し、車道および歩道上の倒木又は通行の障害となる樹木の撤去、その他の応急措置の業務に従事すること。
- (2) 工作隊を組織し、消防等が行う救助、捜索、その他の人的被害の拡大を防止する活動の支障となる障害物除去等の業務に従事すること。
- (3) 乙の会員を構成員とする工作隊を組織し、倒木や倒壊建物又はがれき等により閉じこめられた者の救助に関する業務に従事させること。
- (4) 乙の会員の所有する応急活動に必要な重機械および資機材を提供すること。
- (5) 被害状況の調査に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。

3 甲および乙は、第 1 項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第 3 条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、応急活動要請書（別記大号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 甲は、事態が急迫して前項の協力要請をするいとまがないと判断する場合は、直接乙の会員に対して口頭、電話等により協力要請をすることができるものとする。

3 甲は、第 1 項ただし書および前項の規定により協力要請をしたときは、事後において速やかに乙に対し文書を提出するものとする。

（応急活動の指示）

第 4 条 前条の規定に基づく要請を受けて組織された工作隊又は乙の会員（次項において

「工作隊」という。)は、応急活動の実施に当たっては、現地における甲の職員又は甲が指定する者の指示に従うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、応急活動の実施に当たって災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第2項の規定により警察官又は海上保安官が市長の職権を行う場合ならびに同条第3項の規定により自衛官が市長の職権を行う場合は、工作隊等は、これらの者の指示に従うものとする。

（報告）

第5条 乙は、第3条の規定による要請に応じ応急活動を実施するときは、速やかに応急活動出勤報告書（別記第2号様式）により甲に報告するものとし、当該応急活動が終了したときは、応急活動終了報告書（別記第3号様式）により甲に報告しなければならない。ただし、各報告書様式の必要事項を全て充たす内容である場合は、乙が独自に作成したものであっても差し支えないものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条の規定による要請に応じ実施した応急活動に要した経費は、甲の負担とし、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。ただし、第2条第1項第4号の被害状況の調査に関しては甲から特別の指示があった場合を除き乙の負担とする。

（連絡責任者）

第7条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

- 2 連絡責任者は、甲にあつては総務部防災対策課長とし、乙にあつては総務運営委員長とする。ただし、甲が災害の発生状況により業務を所管する部局等から直接乙に対して協力要請する必要があると認めるときは、次に定める者が連絡責任者の業務を行うことができるものとする。

(1) 第2条第1項第1号に規定する業務のうち車道および歩道上の倒木ならびに通行の障害となる樹木の撤去に関しては、建設部道路維持課長

(2) 第2条第1項第2号に規定する業務のうち救助等の消防が行う業務に関しては、消防本部警防課長

(3) 第2条第1項第1号に規定する業務のうちその他の応急措置の業務および同項第2号に規定する業務のうち消防が行うものを除く業務から第5号に規定する業務に関しては、当該業務を所管する部局等の連絡調整課長

- 3 甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

（損害の補償）

第8条 この協定に基づき実施した応急活動により第三者に損害を生じさせた場合の補償については、甲乙協議し処理および解決に当たるものとする。

(負傷等の補償)

第9条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害者となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に従い補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲と乙とが誠意をもって協議するものとする。

(情報の交換等)

第10条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、平成21年7月3日から平成22年3月31日までとする。
2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年7月3日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市
秋田市長 穂積 志

秋田市山王五丁目7番6号

乙 社団法人 秋田県造園協会秋田支部
支部長 佐々木 吉 広

(別記 第1号様式)

〇〇 第 号
年 月 日

社団法人 秋田県造園協会秋田支部
支部長 〇 〇 〇 〇 様

秋田市長 〇 〇 〇 〇 印

応急活動要請書

「災害時における応急対策活動に関する協定」第3条の規定に基づき協力を
下記のとおり要請します。

記

1 日 時 平成 年 月 日 時 分 から

2 場 所

3 業務内容

4 人 員

5 資 機 材

6 そ の 他

連絡責任者	秋田市災害対策本部 〇〇班 〇〇部〇〇課 課 長 電 話 018-000-0000 F A X 018-000-0000
-------	--

(別記 第2号様式)

年 月 日

秋田市災害対策本部長

秋田市長 ○ ○ ○ ○ 宛

社団法人 秋田県造園協会秋田支部

支部長 ○ ○ ○ ○ 印

応急活動出動報告書

平成 年 月 日付け防対第 号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に関する協定」第2条の規定に基づく応急活動を実施するため下記のとおり出動したので、同第5条に基づき報告します。

記

- 1 出動時刻 平成 年 月 日 時 分
- 2 場 所
- 3 業務内容
- 4 人 員
- 5 資 機 材
- 6 そ の 他

連絡責任者	社団法人 秋田県造園協会 秋田支部 総務運営委員長 () 電 話 018-866-8656 F A X 018-866-8657
-------	---

(別記 第3号様式)

年 月 日

秋田市災害対策本部長

秋田市長 ○ ○ ○ ○ 宛

社団法人 秋田県造園協会秋田支部

支部長 ○ ○ ○ ○ 印

応急活動終了報告書

平成 年 月 日付け防対第 号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に関する協定」第2条の規定に基づく応急活動が終了したので、同第5条に基づき報告します。

記

1 応急活動期間 平成 年 月 日 時 分 から
平成 年 月 日 時 分 迄

2 場 所

3 応急活動内容

4 現場責任者

5 人 員

6 その他

連絡責任者	社団法人 秋田県造園協会 秋田支部 総務運営委員長 () 電 話 018-866-8656 F A X 018-866-8657
-------	---

資料 8-24 災害時における応急対策活動に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と社団法人秋田市建設業協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田市内で地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙の会員を構成員とする工作隊（以下「工作隊」という。）を組織し、道路上の障害物の除去、道路の破損箇所、その他の応急措置の業務に従事すること。
- (2) 工作隊を組織し、消防等が行う救助、捜索、その他人的被害の拡大を防止する活動の支障となる障害物除去等の業務に従事すること。
- (3) 乙の会員の所有する応急活動に必要な重機械および資機材を提供すること。
- (4) 被害状況の調査に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができる。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、応急活動要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 甲は、事態が急迫して乙により工作隊を組織するいとまがないと判断する場合は、乙の会員に対して口頭、電話等により直接協力要請をすることができる。

3 甲は、第1項ただし書および前項の規定により協力要請をしたときは、事後において速やかに乙に対し文書を提出するものとする。

（応急活動の指示）

第4条 前条の規定に基づく要請を受けて組織された工作隊又は乙の会員（次項において「工作隊等」という。）は、応急活動の実施に当たっては、現地における甲の職員もしくは消防職員又は甲が指定する者の指示に従うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、応急活動の実施に当たって災害対策基本法（昭和36年法律

第223号)第63条第2項および第3項ならびに同法第64条第7項および第8項の規定により警察官もしくは海上保安官又は自衛官が市長の職権を行う場合は、工作隊等は、これらの者の指示に従うものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条の規定による要請に応じ応急活動を実施するときは、速やかに応急活動出動報告書(別記第2号様式)により甲に報告するものとし、当該応急活動が終了したときは、応急活動終了報告書(別記第3号様式)により甲に報告しなければならない。

(経費の負担)

第6条 第2条の規定による要請に応じ実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。ただし、第2条第1項第4号の被害状況の調査業務に関しては甲から特に要請又は指示がある場合を除き乙の負担による協力業務とする。

(連絡責任者)

第7条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者(以下「連絡責任者」という。)をそれぞれに置くものとする。

2 連絡責任者は、甲にあっては総務部防災対策課長とし、乙にあっては事務局長とする。ただし、甲が災害の発生状況により業務を所管する部局等から直接乙に対して協力要請する必要があると認めるときは、次に定める者が連絡責任者の業務を行うことができるものとする。

(1) 第2条第1項第1号に規定する道路上の障害物の除去および道路の破損箇所の応急措置に関しては、建設部道路維持課長。

(2) 前号に規定する業務を除く第2条第1項第1号に規定するその他の応急措置の業務および同項第3号から第5号に規定する業務のうち建設部の所管に属するものに関しては建設総務課長、都市整備部の所管に属するものに関しては都市総務課長および農林部の所管に属するものに関しては農林総務課長。

(3) 第2条第1項第2号に規定する業務に関しては、消防本部警防課長。

3 甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

(損害の補償)

第8条 この協定に基づき実施した応急活動により第三者に損害を生じさせた場合の補償については、甲乙協議し処理および解決に当たるものとする。

(負傷等の補償)

第9条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害者となったときは、労働者災害補償保

険法（昭和22年法律第50号）を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲と乙とが誠意をもって協議するものとする。

（情報の交換等）

第10条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定書の有効期間は、平成21年1月14日から平成21年3月31日までとする。
2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年1月14日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 佐竹敬久

秋田市山王二丁目10番4号

乙 社団法人 秋田市建設業協会

会長 三浦伸一郎

(別記 第1号様式)

〇〇 第 号
年 月 日

社団法人 秋田市建設業協会
会 長 〇 〇 〇 〇 様

秋田市長 〇 〇 〇 〇 印

応 急 活 動 要 請 書

「災害時における応急対策活動に関する協定」第3条の規定に基づき協力を
下記のとおり要請します。

記

1 日 時 平成 年 月 日 時 分 から

2 場 所

3 業務内容

4 人 員

5 資 機 材

6 そ の 他

連絡責任者	秋田市災害対策本部 〇〇班 〇〇部〇〇課 課 長 () 電 話 018-000-0000 F A X 018-000-0000
-------	--

(別記 第2号様式)

年 月 日

秋田市災害対策本部長

秋田市長 ○ ○ ○ ○ 宛

社団法人 秋田市建設業協会

会 長 ○ ○ ○ ○ 印

応急活動出動報告書

平成 年 月 日付け防対第 号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に関する協定」第2条の規定に基づく応急活動を実施するため下記のとおり出動したので、同第5条に基づき報告します。

記

1 出動時刻 平成 年 月 日 時 分

2 場 所

3 応急活動内容

4 現場責任者

5 人 員

6 その他

連絡責任者	社団法人 秋田市建設業協会
	事務局長 ()
	電 話 018-864-0220
	F A X 018-864-0316

(別記 第3号様式)

年 月 日

秋田市災害対策本部長

秋田市長 ○ ○ ○ ○ 宛

社団法人 秋田市建設業協会

会 長 ○ ○ ○ ○ 印

応急活動終了報告書

平成 年 月 日付け防対第 号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に関する協定」第2条の規定に基づく応急活動が終了したので、同第5条に基づき報告します。

記

1 応急活動期間 平成 年 月 日 時 分 から
平成 年 月 日 時 分 迄

2 場 所

3 応急活動内容

4 現場責任者

5 人 員

6 その他

連絡責任者	社団法人 秋田市建設業協会
	事務局長 ()
	電 話 018-864-0220
	F A X 018-864-0316

資料 8-25 災害時における応急対策活動に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田市測量建設コンサルタント協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田市内で地震、風水害その他の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請事項）

第2条 甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 被災状況の測量調査に関すること。
- (2) 復旧工事のための設計に関すること。
- (3) 被災情報の収集および連絡に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認める事項

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、乙の会員からなる作業班（以下「作業班」という。）を組織し、応急活動に協力するものとする。

3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、応急活動要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して当該要請書によることができないときは、口頭、電話等により行うことができるものとする。

2 甲は、事態が急迫して前項の規定による協力要請をするいとまがないときは、直接、乙の会員に対して口頭、電話等により協力要請をすることができるものとする。

3 甲は、第1項ただし書および前項の規定により協力要請をしたときは、事後において、速やかに乙に対し文書を提出するものとする。

（応急活動の指示）

第4条 協力要請を受けて組織された作業班又は乙の会員（次項において「作業班等」という。）は、応急活動の実施に当たっては、甲の当該業務を所管する部局等の課長又は現地における甲の職員もしくは甲が指定する者の指示に従うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、応急活動の実施に当たって災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第2項の規定により警察官もしくは海上保安官が市長の職権を行う場合又は同条第3項の規定により自衛官が市長の職権を行う場合は、作業班等は、これらの者の指示に従うものとする。

(応急活動の報告)

第5条 乙は、協力要請に応じ応急活動を実施するため出動したときは応急活動出動報告書(別記第2号様式)により、当該応急活動が終了したときは応急活動終了報告書(別記第3号様式)により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、乙は、これらの報告書により報告すべき事項を記載した書面を作成した場合は、これらの報告書に代えて、当該書面により報告することができるものとする。

(経費の負担)

第6条 乙が協力要請に応じ実施した応急活動に要した経費は、甲の負担とし、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、第2条第1項第3号に規定する応急活動に要した経費については、甲から特に指示がある場合を除き、乙の負担とするものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者(以下「連絡責任者」という。)をそれぞれ置くものとする。

- 2 連絡責任者は、甲にあっては総務部防災安全対策課長とし、乙にあっては事務局長とする。ただし、甲が災害の発生状況により当該応急活動に係る業務を所管する部局等から直接、乙に対して協力要請をする必要があると認めるときは、当該業務を所管する部局等の課長が連絡責任者の業務を行うことができるものとする。
- 3 甲および乙は、連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項についてあらかじめ協議し、これを定めておくものとする。

(負傷等の補償)

第8条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(情報の交換等)

第9条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成24年12月28日から平成25年3月31日までとする。
2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年12月28日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市山王中島町4番1号

乙 秋田市測量建設コンサルタント協会

会 長 石 川 武 清

別記第1号様式

第 号
年 月 日

秋田市測量建設コンサルタント協会
会長 様

秋田市長

応急活動要請書

災害時における応急対策活動に関する協定書第3条の規定に基づき、応急活動に係る協力を下記のとおり要請します。

記

- 1 日 時 年 月 日 時 分から
- 2 場 所
- 3 業務内容
- 4 その他

連絡責任者 秋田市災害対策本部 班
部 課
課 長
電 話
F A X

年 月 日

(宛先) 秋田市災害対策本部長
秋田市長

秋田市測量建設コンサルタント協会
会長

応急活動出動報告書

年 月 日付け 第 号により協力要請のあった応急活動
を実施するため、下記のとおり出動したので、災害時における応急対策活動に
関する協定書第5条の規定により報告します。

記

- 1 日 時 年 月 日 時 分
- 2 場 所
- 3 応急活動内容
- 4 現場責任者
- 5 人 員
- 6 そ の 他

連絡責任者 秋田市測量建設コンサルタント協会
事務局長
() 内
電 話
F A X

年 月 日

(宛先) 秋田市災害対策本部長
秋田市市長

秋田市測量建設コンサルタント協会
会長

応急活動終了報告書

年 月 日付け 第 号により協力要請のあった応急活動
が下記のとおり終了したので、災害時における応急対策活動に関する協定書第
5条の規定により報告します。

記

1 応急活動期間 年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで

2 場 所

3 応急活動内容

4 現場責任者

5 人 員

6 そ の 他

連絡責任者 秋田市測量建設コンサルタント協会
事務局長
() 内
電 話
F A X

資料 8-26 災害時における応急対策活動に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田電気工事協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、秋田市内で地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第 2 条 甲は、災害が発生した場合に災害対策上重要な施設等（以下「施設等」という。）における電気設備および電気機器等（以下「電気設備等」という。）に関して緊急の対応が必要であると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 施設等の電気設備等に関する被害状況の調査
- (2) 施設等における漏電による火災等および感電による人的被害の防止等のための応急措置
- (3) 施設等における通電経路の確保のための応急措置
- (4) 被災情報の収集および連絡
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、乙の会員により構成された作業班（以下「作業班」という。）を組織し、応急活動に協力するものとする。

3 甲および乙は、第 1 項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができる。

（協力要請の手続）

第 3 条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、応急活動要請書（別記第 1 号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 甲は、事態が急迫して乙により作業班を組織するいとまがないと判断する場合は、乙の会員に対して口頭、電話等により直接協力要請をすることができる。

3 甲は、第 1 項ただし書および前項の規定により協力要請をしたときは、事後において速やかに乙に対し文書を提出するものとする。

（応急活動の指示）

第 4 条 前条の規定に基づく要請を受けた作業班又は乙の会員（次項において「作業班等」という。）は、応急活動の実施に当たっては、施設等を所管する部局等の課長又は、現地

における甲の職員もしくは甲が指定する者の指示に従うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、応急活動の実施に当たって災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第2項の規定により警察官又は海上保安官が市長の職権を行う場合ならびに同条第3項の規定により自衛官が市長の職権を行う場合は、作業班等は、これらの者の指示に従うものとする。

（報告）

第5条 乙は、第3条の規定による要請に応じて実施した応急活動が終了したときは、応急活動報告書（別記第2号様式）により甲に報告しなければならない。ただし、乙が独自に作成した書面が、報告書の各必要事項を充たす場合は、報告書に代えて提出することは差し支えない。

（経費の負担）

第6条 第3条の規定による要請に応じ実施した応急活動に要した経費は、甲の負担とし、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。ただし、第2条第1項第4号の業務に関しては、甲から特別に指示がある場合を除き乙の負担とする。

（連絡責任者）

第7条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

- 2 連絡責任者は、甲にあっては総務部防災対策課長とし、乙にあっては事務局長とする。ただし、甲が災害の発生状況により施設等を所管する部局等から直接乙に対して協力要請をする必要があると認めるときは、当該施設等を所管する部局等の課長が連絡責任者の業務を行うことができるものとする。
- 3 甲および乙は、連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

（負傷等の補償）

第8条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

（情報の交換等）

第9条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定書の有効期間は、平成21年11月25日から平成22年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない

旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年11月25日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂積 志

秋田市外旭川字三千刈144番地1

乙 秋田電気工事協同組合

理事長 千葉 三四郎

(別記 第1号様式)

〇〇 第 号
年 月 日

秋田電気工事協同組合
理事長 千葉三四郎 様

秋田市長 穂積 志 印

応急活動要請書

「災害時における応急対策活動に関する協定」第2条に規程する応急活動について、同第3条に基づき下記のとおり協力を要請します。

記

- 1 日 時 平成 年 月 日 時 分 から
- 2 場 所
- 3 業務内容
- 4 その他

連絡責任者	秋田市災害対策本部 秋田市災害警戒対策部	〇〇班
	〇〇部〇〇課	
	課長 ()	
	電話 018-000-0000	
	F A X 018-000-0000	

(別記 第2号様式)

年 月 日

秋田市長 穂積 志 宛

秋田電気工事協同組合
理事長 千葉 三四郎 印

応急活動報告書

平成 年 月 日付け〇〇第 号により協力要請のあった「災害時における応急対策活動に関する協定」第2条の規定に基づく応急活動が終了したので、同第5条により報告します。

記

- 1 応急活動期間 平成 年 月 日 時 分 から
 平成 年 月 日 時 分 迄
- 2 場 所
- 3 応急活動内容
- 4 現場責任者
- 5 人 員
- 6 その他

連絡責任者	秋田電気工事協同組合
	事務局長 ())
	電 話 018-862-0350
	F A X 018-862-0792

資料 8-27 災害時における応急対策活動に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と協同組合あきた安心リフォーム協議会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、秋田市内で地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第 2 条 甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請（以下「協力要請」という。）することができるものとする。

(1) 応急活動および住民避難の支障となる道路上の障害物の除去および道路の破損等への応急措置に係る業務に従事すること。

(2) 消防等が行う救助、捜索、その他人的被害の拡大を防止する活動の支障となる障害物の除去等の業務に従事すること。

(3) 乙の会員の所有する応急活動に必要な資材および機材を提供すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から協力要請をうけたときは、可能な範囲において、乙の会員により構成された作業班（以下「作業班」という。）を組織し、応急活動に協力するものとする。

3 甲および乙は、第 1 項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（地域活動への協力）

第 3 条 乙は、地域の住民団体等が主体的に行う安全な住民避難のための活動を支援するよう努めるものとし、甲は乙と当該団体等との連携が図られるよう協力するものとする。

（協力要請の手続）

第 4 条 第 2 条の規定による協力要請は、協力の内容その他必要な事項を明らかにし、応急活動要請書（別記第 1 号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 甲は、前項ただし書きの規定により協力要請をした場合は、事後において速やかに乙に対して応急活動要請書を提出するものとする。

（応急活動の指示）

第 5 条 前条の規定に基づく協力要請を受けて組織された作業班は、応急活動の実施に当

たつては、当該業務を所管する部局等の課長又は、現地における甲の職員もしくは甲が指定する者の指示に従うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、応急活動の実施に当たって災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第2項の規定により警察官又は海上保安官が市長の職権を行う場合ならびに同条第3項の規定により自衛官が市長の職権を行う場合は、作業班は、これらの者の指示に従うものとする。

（報告）

第6条 乙は、第4条の規定による協力要請に応じて実施した応急活動が終了したときは、応急活動報告書（別記第2号様式）により甲に報告しなければならない。

（経費の負担）

第7条 乙が、第4条の規定による協力要請に応じて実施した応急活動に要した経費は、甲の負担とし、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲および乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

- 2 連絡責任者は、甲にあつては防災対策課長とし、乙にあつては理事長とする。ただし甲が災害の発生状況により応急措置の業務を所管する部局等から直接乙に対して協力要請をする必要があると認めるときは、当該業務を所管する部局等の課長が連絡責任者の業務を行うことができるものとする。
- 3 甲および乙は、それぞれの連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議しこれを定めておくものとする。

（損害の補償）

第9条 この協定に基づき実施した応急活動により第三者に損害を生じさせた場合は、甲乙協議し処理、解決に当たるものとする。

（負傷等の補償）

第10条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

（情報の交換等）

第11条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成22年3月19日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年3月19日

秋田市山王一丁目1番1号
甲 秋 田 市
秋 田 市 長 穂 積 志

秋田市大町二丁目6番29号
乙 協同組合 あきた安心リフォーム協議会
理 事 長 中 村 瑞 樹

(別記 第1号様式)

第 号
年 月 日

協同組合 あきた安心リフォーム協議会
理事長 中村 瑞樹 様

秋田市長 穂積 志 印
(秋田市災害対策本部本部長)

応急活動要請書

災害時における応急対策活動に関する協定第2条に規定する業務について第4条の規定に基づき協力を下記のとおり要請します。

記

1 日 時 平成 年 月 日 時 分 から

2 場 所

3 業務内容

4 人 員

5 資 機 材

6 その他

連絡責任者	秋田市災害対策本部 ○○班 ○○部○○課 課 長 () 電 話 018-000-0000 F A X 018-000-0000
-------	--

資料 8-28 災害時応援協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害および大規模な事故等（以下「災害等」という。）が発生し、水道施設が被害を受けた場合における応急復旧および応急給水活動等（以下「応急復旧活動等」という。）の応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、市民のライフラインである水道に関し、その事業の役割と責任の重大性の共通認識に立ち、災害等の発生により、甲が乙の協力を得て行う応急復旧活動等を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害等の発生時において実施する応急復旧活動等に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応急復旧活動等への応援を要請することができる。

2 甲は、他都市等からの応援要請を受けて実施する応急復旧活動等に際し、乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し応急復旧活動等への応援を要請することができる。ただし、実施細目については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（要請手続）

第3条 前条に規定する要請は、災害の状況、応援場所、活動内容、必要とする人員、資機材その他の必要な事項を明示した文書により行うものとする。ただし、文書によることが困難なときには、口頭、電話等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（応援活動及び指揮）

第4条 乙は、甲から応援の要請を受けたときは、速やかに応急復旧活動等を行うための体制を確立の上、必要な人員、資機材等を出動させ、甲が行う応急復旧活動等に可能な限り協力するものとする。

2 前項の規定による応急復旧活動等への応援に係る現場指揮および連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

（活動報告）

第5条 乙は、応援活動が終了したときは、その措置内容を口頭、電話等により甲に報告した後、速やかに文書で提出するものとする。

（費用負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が応援活動を実施した場合に要する経費は、甲の定める基準により、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、乙が応援活動に参加した乙の組合員を集約の上、一括して請求事務を執り行うものとする。

(労災及び損害補償)

第7条 甲の要請に基づき乙が実施する応援活動において、乙の組合員およびその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

2 甲の要請に基づき乙が実施する応援活動により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議の上、対処するものとする。

(訓練)

第8条 甲および乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとし、両者はこれに積極的に参加するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項およびこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月以前に甲又は乙から変更又は解除の申入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

この協定の締結の証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月31日

(甲) 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市長 穂積 志

(乙) 秋田市山王臨海町3番18号
秋田管工事業協同組合
理事長 高橋 正 男

資料 8 - 2 9 災害時応援協定書

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社 P U C（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害および大規模な事故等（以下「災害等」という。）が発生し、上下水道施設が被害を受けた場合における応急給水、電話等による市民からの問合せ対応および現場広報等（以下「応急給水等」という。）の応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、市民のライフラインである上下水道に関し、その事業の役割と責任の重大性の共通認識に立ち、災害等の発生により、甲が乙の協力を得て行う応急給水等を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害等の発生時において実施する応急給水等の活動に乙の応援が必要であると認めるときは、乙に対し応急給水等の活動への応援を要請することができる。

（要請手続）

第 3 条 前条に規定する要請は、災害の状況、応援場所、活動内容、必要とする人員、物資その他の必要な事項を明示した文書により行うものとする。ただし、文書によることが困難なときには、口頭、電話等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（応援活動および指揮）

第 4 条 乙は、甲から応援の要請を受けたときは、速やかに応急給水等の活動を行うための体制を確立の上、必要な人員、物資等を提供し、甲が行う応急給水等の活動に可能な限り協力するものとする。

2 前項の規定による応急給水等の活動への応援に係る現場指揮および連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

（活動報告）

第 5 条 乙は、応援活動が終了したときは、その措置内容を口頭、電話等により甲に報告した後、速やかに文書で提出するものとする。

（費用負担）

第 6 条 甲の要請に基づき、乙が応援活動を実施した場合に要する経費は、甲の定める基準により、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、乙が応援活動に参加した乙の業務従事者を集約の上、一括して請求事務を執り行うものとする。

(労災および損害補償)

第7条 甲の要請に基づき乙が実施する応援活動において、乙の業務従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の業務従事者の労災保険により補償するものとする。

2 甲の要請に基づき乙が実施する応援活動により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議の上、対処するものとする。

(訓練)

第8条 甲および乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとし、両者はこれに積極的に参加するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項およびこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月以前に甲又は乙から変更又は解除の申入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年2月19日

(甲) 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市長 穂積 志

(乙) 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
株式会社PUC
代表取締役社長 小山 隆

資料 8-30 災害時における下水道管路施設等の復旧支援協力に関する協定

秋田県（以下「甲1」という。）、秋田市（以下「甲2」という。）、能代市（以下「甲3」という。）、横手市（以下「甲4」という。）、大館市（以下「甲5」という。）、男鹿市（以下「甲6」という。）、湯沢市（以下「甲7」という。）、鹿角市（以下「甲8」という。）、由利本荘市（以下「甲9」という。）、潟上市（以下「甲10」という。）、大仙市（以下「甲11」という。）、北秋田市（以下「甲12」という。）、にかほ市（以下「甲13」という。）、仙北市（以下「甲14」という。）、小坂町（以下「甲15」という。）、上小阿仁村（以下「甲16」という。）、藤里町（以下「甲17」という。）、三種町（以下「甲18」という。）、八峰町（以下「甲19」という。）、五城目町（以下「甲20」という。）、八郎潟町（以下「甲21」という。）、井川町（以下「甲22」という。）、大潟村（以下「甲23」という。）、美郷町（以下「甲24」という。）及び羽後町（以下「甲25」という。）（以下甲1から甲25までを総称して「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道の管渠、マンホール等の施設（以下「下水道管路施設」という。）が地震等の災害により被災したときに行う乙の復旧支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定めることにより、円滑な復旧支援の実施を図り、災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、次に掲げるものとする。

- (1) 地震、津波、豪雨、洪水、その他の異常な自然現象による災害
- (2) その他甲と乙の協議により定めるもの

（復旧支援の内容）

第3条 乙が行う復旧支援は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況の調査
- (2) 応急復旧のために必要な業務
- (3) その他甲と乙の協議により定めるもの

（復旧支援の要請）

第4条 甲の乙に対する復旧支援の要請は、甲が自ら又は第10条に規定する甲の事務局を介して次条に定める方法により第10条に規定する乙の事務局を通じて行うものとする。

（要請の方法）

第5条 甲は、乙に対し災害により被災した下水道管路施設の復旧支援を要請するときは、支援内容等を記した文書をもってするものとする。ただし、事態が急迫して文書による

ことができないときは、口頭又は電話によることができるものとする。

2 前項ただし書の場合においては、事後において、速やかに同項本文に規定する文書を提出するものとする。

(復旧支援の実施)

第6条 乙は、第4条の規定による復旧支援の要請を受けたときは、乙の人員等に応じ可能な範囲内において、復旧支援を行うものとする。

(個人情報等の保護)

第7条 乙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(復旧支援の終了報告)

第8条 乙は、甲の要請により行った復旧支援の業務が終了したときは、速やかに甲及び第10条に規定する甲の事務局に対し文書をもって報告を行うものとする。

(広域被災)

第9条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合には、乙は、下水道対策本部による活動を優先する。

(事務局)

第10条 甲及び乙の復旧支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、秋田県建設部下水道課とする。
- (2) 乙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部秋田県部会とする。

(復旧支援に要する費用)

第11条 第3条に規定する復旧支援に係る費用は、被災した甲1から甲25までの個々による負担とし、それぞれが個別に乙と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の1ヶ月前までに甲乙双方から変更又は解除の申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

2 乙はこの協定の期間が更新された場合は、4月1日現在における協力会社、提供可能な車両等の機器及び人員等について、4月30日までに甲の事務局に文書で報告するものとし、甲の事務局は、甲1から甲25までに対し、文書で通知するものとする。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲

と乙が協議して定める。この協定に定めのある事項について疑義が生じたときも、また同様とする。

- 2 甲又は乙がこの協定に違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への文書による通告をもってこの協定を廃止することができる。

この協定の締結を証するため、本協定書26通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月16日

- 甲1 秋田県秋田市山王4-1-1
秋田県知事 佐竹敬久
- 甲2 秋田県秋田市川尻みよし町1-4-8
秋田市上下水道事業管理者
高橋洋樹
- 甲3 秋田県能代市上町1-3
能代市下水道事業
能代市長 齊藤滋宣
- 甲4 秋田県横手市中央町8-2
横手市長 高橋大
- 甲5 秋田県大館市字中城2-0
大館市長 福原淳嗣
- 甲6 秋田県男鹿市船川港船川字泉台6-6-1
男鹿市長 渡部幸男
- 甲7 秋田県湯沢市佐竹町1-1
湯沢市長 齊藤光喜
- 甲8 秋田県鹿角市花輪字荒田4-1
鹿角市長 児玉一
- 甲9 秋田県由利本荘市尾崎1-7
由利本荘市長 長谷部誠

- 甲10 秋田県潟上市天王字棒沼台226-1
潟上市長 石川光男
- 甲11 秋田県大仙市大曲花園町1-1
大仙市長職務代理者
大仙市副市長 久米正雄
- 甲12 秋田県北秋田市花園町19-1
北秋田市長 津谷永光
- 甲13 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1
にかほ市長 横山忠長
- 甲14 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30
仙北市長 門脇光浩
- 甲15 秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41-1
小坂町長 細越満
- 甲16 秋田県北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118
上小阿仁村長 小林悦次
- 甲17 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8
藤里町長 佐々木文明
- 甲18 秋田県山本郡三種町鵜川字岩谷子8
三種町長 三浦正隆
- 甲19 秋田県山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田118
八峰町長 加藤和夫
- 甲20 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1-1-1
五城目町長 渡邊彦兵衛
- 甲21 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道80
八郎潟町長 畠山菊夫
- 甲22 秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1
井川町長 齋藤多聞

- 甲23 秋田県南秋田郡大潟村字中央1-1
大潟村長 高橋 浩 人
- 甲24 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170-10
美郷町長 松田 知 己
- 甲25 秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野177
羽後町長 安藤 豊
- 乙 東京都千代田区岩本町2-5-11
公益社団法人
日本下水道管路管理業協会
会 長 長谷川 健 司

資料 8-31 災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部（以下「乙」という。）とは、乙の組合員が所有する旅館・ホテル等の宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）を、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害時において本市へ避難した被災者、又は避難所での避難生活が困難な者（以下「被災者等」という。）の一時的な避難場所として活用するため、次のとおり協定を締結する。

（要請および協力）

第1条 甲は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時において、避難所として宿泊施設を確保する必要があるときは、乙に対し乙の組合員が所有する宿泊施設等の提供を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲で宿泊施設等の提供について協力するものとする。

（被災者等の範囲）

第2条 この協定において、被災者等とは、次に掲げる者とする。

(1) 被災地等から本市へ避難した被災者

(2) 秋田市災害時要援護者の避難支援プランに定める災害時要援護者のうち避難所での避難生活が困難な者

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 乙の組合員が所有する宿泊施設は、一般の宿泊施設であり、専門のスタッフ等が常駐していないことから、原則として専門的な介護・医療が必要な者については対象としないものとする。

（提供されるサービス）

第3条 乙の組合員が宿泊施設の提供に伴い提供するサービスは、宿泊、入浴および食事とする。

（要請の方法等）

第4条 甲が乙に対して第1条に規定する要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにして、災害支援要請書（第1号様式）により行うものとする。

(1) 受入れ要請の人数

(2) 給食要請数

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 甲は、緊急を要すると認める場合であって、前項の要請書を提出するいとまがないときは、口頭で要請すべき事項を告知することにより要請を行うことができる。

3 甲は、前項の規定により要請を行ったときは、乙に対し速やかに第1項の要請書（第1号様式）を提出するものとする。

4 乙は、甲から協力要請があった項目について、その時点で供給可能な数量を甲に伝えるものとする。

（受入対象期間）

第5条 宿泊施設への受入対象期間は、乙が受入れ可能となった日から仮設住宅が整備され、入居が完了する等宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまで等、甲の指示する期間とする。

(報告)

第6条 乙は、第1条第2項の規定に基づき協力した場合は、速やかに甲に災害支援報告書(第2号様式)により、次の事項を報告するものとする。

(1) 受入れ人数

(2) 給食提供数

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

2 乙は、緊急を要すると認める場合であって、前項の報告書を提出するいとまがないときは、口頭で報告すべき事項を告知することにより報告を行うことができる。

3 乙は、前項の規定により報告を行ったときは、甲に対し、速やかに第1項の報告書(第2号様式)を提出するものとする。

(経費の支払)

第7条 乙の組合員が所有する宿泊施設の提供に要した経費(サービスの提供料金を含む。以下同じ。)は、乙からの適法な支払請求に基づき、甲が支払うものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲および乙が協議して決定するものとする。

(取消料)

第8条 乙は、甲が申込後に当該申込の取消を行った場合であっても、甲に対して取消料は請求しないものとする。

(負傷等の補償)

第9条 この協定に基づき実施した宿泊施設等の提供に従事した者が当該宿泊施設の提供に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がい者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任)

第10条 甲および乙は、宿泊施設等の提供に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

2 甲および乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成25年12月19日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議事項)

第12条 この協定の実施について協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲および乙が協議のうえ定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その

1 通を保有する。

平成25年12月19日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂積 志

秋田市大町一丁目3番8号

乙 三井生命ビル 4階

秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部

秋田支部長 松村 譲裕

(第1号様式)

第 号
年 月 日

秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部
秋田支部長 様

秋田市長

災害支援要請書

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書に基づき、次のとおり応援を要請します。

- 1 受入れ要請の人数
- 2 給食要請数
- 3 その他

【連絡責任者】

秋田市災害対策本部 防災対策班

〇〇部 〇〇 課長

電 話 018-000-0000

F A X 018-000-0000

(第2号様式)

第 号
年 月 日

(宛先) 秋田市長

秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部
秋田支部長

災害支援報告書

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書に基づき、次のとおり宿泊施設等を提供しましたので報告します。

- 1 受入れ人数（宿泊施設ごとの被災者等の内訳は、別紙のとおり）
- 2 給食提供数
- 3 その他

【連絡責任者】

秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部
秋田支部長
電 話 018-823-7775
F A X 018-823-7776

資料 8-32 災害時におけるボランティア活動に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人秋田パドラーズ（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、雄物川水系において水害および水難事故等（以下「災害等」という。）が発生した場合の甲と乙との情報収集その他ボランティア活動（以下「活動」という。）に係る協力体制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（活動区域）

第2条 この協定が適用される活動区域は、本市域内における雄物川水系の河川とする。

（協力を要請できる事項）

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請できるものとし、乙は、この要請に対し自らの安全が確保されると判断した場合において協力するものとする。

- (1) 情報収集に関すること。
- (2) 人員および物資等の輸送に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ボランティア活動として必要と認めること。

（協力要請の手続）

第4条 前条の規定による協力の要請は、活動等協力要請書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲による協力の要請は、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。この場合において、協力の要請をしたときは、甲は、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲からの要請に応じて活動を行ったときは、速やかに活動等報告書（別記第2号様式）を提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、乙は、電話等により報告し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（防災訓練等への参加）

第6条 災害時における活動を迅速かつ的確に実施するため、甲は、乙に対し、甲が主催する防災訓練等へ参加させることができるものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

- 2 この協定に定める連絡責任者は、甲にあっては総務部防災安全対策課長、乙にあっては特定非営利活動法人秋田パドラーズ理事長とする。
- 3 甲および乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

(報酬)

第8条 第3条に定める活動は無報酬とする。

(経費の負担)

第9条 この協定に基づき実施した活動に要した経費ならびに乙および乙の会員が所有する資機材等の破損により生じた経費は乙の負担とする。

(負傷等の補償)

第10条 この協定に基づき実施した活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障がい者となったときは、乙または乙の会員が加入する保険により補償するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は平成23年2月7日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の文書による通知がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間について、同様とする。

(協議)

第12条 この協定の履行に当たり疑義が生じた事項又はこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が誠意をもって協議し、円満にその解決に当たるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年2月7日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

秋田市大町一丁目2番7号

乙 特定非営利活動法人秋田パドラーズ

理事長 船 山 仁

(別記 第1号様式)

第 号
年 月 日

特定非営利活動法人秋田パドラーズ
理 事 長 様

秋田市長

活 動 等 協 力 要 請 書

「災害時等におけるボランティア活動に関する協定書」第4条の規定に基づき、次のとおり協力活動を要請します。

記

- 1 活動内容
- 2 活動場所 雄物川水系 ○○川
- 3 活動日時 年 月 日 午前・午後 時
- 4 その他

連絡責任者 秋田市災害対策本部 防災対策班
総務部防災安全対策課長
電 話 018-866-2021
F A X 018-823-5099

(別記 第2号様式)

年 月 日

秋田市災害対策本部長
秋田市長 様

特定非営利活動法人秋田パドラーズ
理事長 印

活 動 等 報 告 書

平成 年 月 日付け 第 号により協力要請のあった「災害時等におけるボランティア活動に関する協定書」第3条の規定に基づく協力活動が完了したので報告します。

記

- 1 活動内容

- 2 活動場所 雄物川水系 ○○川

- 3 活動日時 年 月 日

- 4 活動人員 人

- 5 その他

連絡責任者 特定非営利活動法人秋田パドラーズ
理事長
電 話 018-863-1166
F A X 018-863-1166

資料 8-33 災害等における軽自動車輸送の協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と赤帽秋田県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における輸送活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、秋田市内において地震その他の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、秋田市（以下「甲」という。）が赤帽秋田県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）に軽自動車による輸送や、輸送業務に関連した災害情報の提供および収集に係る協力に関し必要な手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、秋田市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲は乙に協力を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにして、緊急・救援物資等輸送要請書（第 1 号様式）により行うものとする。

- (1) 災害の状況および応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする車両数および人員
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間および活動内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その他必要となる事項

2 甲は、緊急を要すると認める場合であって、前項の要請書を提出するいとまがないときは、口頭で要請すべき事項を告知することにより要請を行うことができる。

3 甲は、前項の規定により要請を行ったときは、乙に対し速やかに第 1 項の要請書（第 1 号様式）を提出するものとする。

（協力の実施）

第 3 条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

（報告）

第 4 条 乙は、前条の規定に基づき協力した場合は、速やかに甲に緊急・救援物資等輸送実施報告書（第 2 号様式）により、次の事項を報告するものとする。

- (1) 応援に従事した車両数および従事者名簿
- (2) 応援先、期間および走行距離
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、その他必要となる事項

2 乙は、緊急を要すると認める場合であって、前項の報告書を提出するいとまがないときは、口頭で報告すべき事項を告知することにより報告を行うことができる。

3 乙は、前項の規定により報告を行ったときは、甲に対し、速やかに第 1 項の報告書（第 2 号様式）を提出するものとする。

（経費の負担）

第 5 条 軽自動車輸送の協力に要した経費は、甲が負担する。

2 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲および乙が協議して決定するものとする。

(負傷等の補償)

第6条 この協定に基づき実施した輸送活動に従事した者が当該輸送活動に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がい者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任)

第7条 甲および乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

2 甲および乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(災害時の情報提供等)

第8条 乙は、輸送活動中に発見又は知り得た災害情報を甲に提供するとともに、情報収集に協力するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成25年10月28日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定の実施について協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲および乙が協議のうえ定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年10月28日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂積 志

秋田市寺内字三千刈24番地4

乙 赤帽秋田県軽自動車運送協同組合

代表理事 佐藤 敬一

(第1号様式)

第 号
年 月 日

赤帽秋田県軽自動車運送協同組合 代表理事 様

秋田市長

緊急・救援物資等輸送要請書

災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書に基づき、次のとおり応援を要請します。

1 災害の状況および応援を必要とする理由

2 応援を必要とする車両・輸送内容

- (1) 車両数 ()
- (2) 乗務員数 ()
- (3) 輸送期間 ()
- (4) 積込場所 ()
- (5) 輸送場所 ()
- (6) 活動内容 ()
- (7) その他必要な事項 ()

【連絡責任者】

秋田市災害対策本部 防災対策班
総務部防災安全対策課長
電 話 018-866-2021
F A X 018-823-5099

(第2号様式)

第 号
年 月 日

(宛先) 秋田市長

赤帽秋田県軽自動車運送協同組合
代表理事

緊急・救援物資等輸送報告書

災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書に基づき、次のとおり緊急・救援物資等を輸送しましたので報告します。

1 緊急・救援物資等の輸送内容

- (1) 車両数 ()
- (2) 従事者数 ()
- (3) 応援先 ()
- (4) 輸送期間 ()
- (5) 走行距離 ()
- (6) その他必要な事項 ()

【連絡責任者】

赤帽秋田県軽自動車運送協同組合
理事長

電 話 018-863-8077

F A X 018-863-8470

資料 8-34 災害時における救援物資提供に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）とは、災害時における飲料の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市内において地震その他の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、必要な飲料の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れのある場合は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙の設置した地域貢献型自販機（災害救援型）の機内在庫品の無償提供
- (2) 乙の営業拠点在庫飲料を甲の指定する納入場所への搬送
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲および乙が必要と認める事項

2 乙は、前項の規定による協力の要請があった場合において、乙が可能と認める範囲内で対応するものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力の要請（以下「要請」という。）は、重要事項を記載した飲料提供要請書（第1号様式）をもって行うものとする。

2 甲は、緊急を要すると認める場合であって、前項の要請書を提出するいとまがないときは、口頭で要請すべき事項を告知することにより要請を行うことができる。

3 甲は、前項の規定により要請を行ったときは、乙に対し速やかに第1項の要請書を提出するものとする。

（飲料の引渡し）

第4条 飲料の引渡しは、原則として、甲が指定する場所とし、甲が飲料を確認の上、乙から飲料の引渡しを受けるものとする。

2 飲料の引渡し場所までの運搬は、乙又は乙が指定する者が行うものとする。

3 甲は乙に対し、必要に応じて甲が行う運搬の協力を求めることができる。

（報告）

第5条 乙は、要請に応じて飲料の提供を行ったときは、甲に対し、速やかに飲料提供実施報告書（第2号様式）を提出するものとする。

2 乙は、緊急を要すると認める場合であって、前項の報告書を提出するいとまがないときは、口頭で報告すべき事項を告知することにより報告を行うことができる。

3 乙は、前項の規定により報告を行ったときは、甲に対し、速やかに第1項の報告書を提出するものとする。

（連絡責任）

第6条 甲および乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

2 甲および乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(費用負担)

第7条 乙が第2条第1項第2号および第3号に規定する協力内容の実施に要した費用の負担については、甲の負担とし、災害の発生または災害の発生する恐れのある直前における適正な価格等を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

2 乙は、前項の規定により発生した費用を算出し、甲に請求するものとする。

3 甲は、乙からの請求があったときは、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(負傷等の補償)

第8条 この協定に基づく支援活動に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がい者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(情報の交換)

第9条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成26年2月7日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年2月7日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂積 志

東京都渋谷区本町三丁目47番10号

乙 株式会社伊藤園

総務部長 川本 正人

(第1号様式)

第 号
年 月 日

株式会社伊藤園 総務部長 様

秋田市長

飲料提供要請書

災害時における救援物資提供に関する協定に基づき、次のとおり飲料の提供を要請します。

1 災害の状況等

2 提供を要請する飲料

要請期日	飲料の種類	数量	運搬先

【連絡責任者】

秋田市災害対策本部 防災対策班

総務部防災安全対策課長

電 話 018-866-2021

F A X 018-823-5099

(第2号様式)

第 号
年 月 日

(宛先) 秋田市長

株式会社伊藤園 総務部長

飲料提供実施報告書

災害時における救援物資提供に関する協定に基づき、次のとおり飲料を提供しましたので報告します。

1 提供内容

引渡日時	引渡場所	飲料の種類	数量	備考

【連絡責任者】

株式会社伊藤園

秋田支店長

電 話 018-828-9411

F A X 018-888-8989

資料 8-35 災害時における救援物資の供給に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、秋田市内における地震、風水害等の災害発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における飲料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に際して、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し必要な飲料の供給について必要な事項を定めることを目的とする。

（飲料の確保）

第2条 甲は災害時等における応急対策のため、緊急に飲料を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、飲料の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、保有又は調達可能な飲料の供給について速やかに対応する。

（要請方法）

第3条 甲は、前条第1項の要請をしようとする場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、飲料の種類、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後において救援物資供給要請書を提出するものとする。

（飲料の運搬および引渡し）

第4条 飲料の引渡場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、当該場所において、乙の提出する飲料受領書（様式第2号）により数量等を確認の上、飲料を引き取るものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が甲に供給した飲料代金については、甲が負担するものとする。

2 飲料代金は、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の請求および支払）

第6条 乙は、飲料の納入が完了したときは、前条の価格による代金について、納品書および別途甲の定める請求書をもって、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認の上、支払うものとする。

(負傷等の補償)

第7条 第4条に規定する業務に従事した者について、その者の責めに帰することができない理由により、死亡、負傷もしくは疾病にかかり、又は障がい者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(情報交換および提供)

第8条 甲および乙とともに、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平常時から相互に情報交換を行うとともに、秋田市の災害発生時における諸活動中に覚知した災害に関する情報についても、必要に応じて相互に提供し合うものとする。

(連絡責任者等)

第9条 甲および乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

2 甲および乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(調査票の提出)

第10条 乙は、この協定締結の後、毎年4月1日現在の緊急連絡先および物資の保有数量等について調査票(様式第3号)を提出するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 9 月 1 7 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

甲 秋田市

秋田市長 穂 積 志

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第 1 地割279番地

乙 みちのくコカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 谷 村 広 和

資料 8-36 災害等の発生時における上水道用資材の調達に関する協定書

秋田市上下水道局（以下「甲」という。）とコスモ工機株式会社（以下「乙」という。）とは、災害等における上水道用資材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、秋田市の給水区域内において、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）の発生により被害を受けた水道施設の迅速な復旧工事を行うため、上水道用資材を円滑に調達することを目的とする。

（上水道用資材の調達依頼と手配）

- 第 2 条 甲は、必要な上水道用資材の調達を依頼書（様式第 1 号）により乙に依頼するものとする。ただし、災害等の状況により依頼書をもって依頼することが困難な場合は、口頭、電話その他の情報手段により依頼し、後日、書面の送付を行うものとする。
- 2 乙は、前項の規定による依頼を受けたときは、直ちに調達請書（様式第 2 号）を提出するとともに、上水道用資材を手配し、甲が指定する場所へ運搬する。
- 3 甲が調達を要請する上水道用資材は、乙の製品全般とする。

（上水道用資材等の費用）

第 3 条 前条第 1 項の規定による依頼に基づいて調達した上水道用資材およびその運搬に係る費用のうち、甲が負担する経費については、甲乙協議して決定するものとする。

（連絡責任者）

第 4 条 甲および乙は、災害等の発生時に上水道用資材を迅速に調達するため、連絡責任者を定めるものとする。

（有効期間）

第 5 条 この協定の有効期間は、締結の日から平成 27 年 3 月 31 日までとし、期間の満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によってこの協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、この協定は 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第 6 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成26年 2 月 5 日

秋田市川尻みよし町 1 4 番 8 号
甲 秋田市上下水道局
秋田市上下水道事業管理者
中 野 鋼 一

東京都港区西新橋三丁目 9 番 5 号
乙 コスモ工機株式会社
代表取締役 加 藤 正 明

資料 8-37 災害等の発生時における上水道用資材の調達に関する協定書

秋田市上下水道局（以下「甲」という。）と株式会社イトー鋳造（以下「乙」という。）とは、災害等における上水道用資材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市の給水区域内において、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）の発生により被害を受けた水道施設の迅速な復旧工事を行うため、上水道用資材を円滑に調達することを目的とする。

（上水道用資材の調達依頼と手配）

- 第2条 甲は、必要な上水道用資材の調達を依頼書（様式第1号）により乙に依頼するものとする。ただし、災害等の状況により依頼書をもって依頼することが困難な場合は、口頭、電話その他の情報手段により依頼し、後日、書面の送付を行うものとする。
- 2 乙は、前項の規定による依頼を受けたときは、直ちに調達請書（様式第2号）を提出するとともに、上水道用資材を手配し、甲が指定する場所へ運搬する。
- 3 甲が調達を要請する上水道用資材は、乙の製品全般とする。

（上水道用資材等の費用）

第3条 前条第1項の規定による依頼に基づいて調達した上水道用資材およびその運搬に係る費用のうち、甲が負担する経費については、甲乙協議して決定するものとする。

（連絡責任者）

第4条 甲および乙は、災害等の発生時に上水道用資材を迅速に調達するため、連絡責任者を定めるものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとし、期間の満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によってこの協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、この協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 2 月 5 日

秋田市川尻みよし町 1 4 番 8 号
甲 秋田市上下水道局
秋田市上下水道事業管理者
中 野 鋼 一

秋田市川尻町字大川反 1 7 0 番地の 7 3
乙 株式会社イトー鋳造
代表取締役社長 伊 藤 和 宏

資料 8-38 災害時等の電力供給に関する協定書

秋田市上下水道局（以下「甲」という。）と秋田国見山風力発電株式会社（以下「乙」という。）は、次により災害時等の電力の供給に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、平成24年11月13日付けで締結した「秋田国見山風力発電株式会社 株主間協定書」第14条に規定する運用基準として、地震その他の災害等により甲の管理する豊岩浄水場への電力の供給が停止した場合における、乙の管理する秋田国見山第二風力発電設備およびその蓄電設備（以下「風力発電所」という。）から豊岩浄水場への電力の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第 2 条 甲は、地震その他の災害等により東北電力株式会社（以下「電力会社」という。）から電力の供給を受けられない場合で、風力発電所の電力の受給が必要と判断したときは、乙に対し風力発電所の電力の供給を要請することができる。

（風力発電所の電力の供給）

第 3 条 乙は、前条の規定による要請があった場合は、電力供給上の支障のある場合を除き、甲に風力発電所の電力を供給するものとする。ただし、乙にその供給義務は生じないものとする。

（供給の方法）

第 4 条 風力発電所の電力の供給は、次のとおり行うものとする。

- (1) 甲は、風力発電所から、直接電力の供給を受ける。
- (2) 供給時間および供給方法は、状況に応じて甲乙協議して決定する。
- (3) 甲は、電力の受給前に、豊岩浄水場の設備の安全性および健全性を甲の責任において確認する。
- (4) 乙は、電力の供給前に、風力発電所の安全性および健全性を乙の責任において確認する。
- (5) 前 2 号に掲げる手続により異常が認められた場合は、その原因が取り除かれるまで、乙は電力の供給を行わない。
- (6) 電力の供給は、双方の電気主任技術者が共同で行う。ただし、緊急事態又は乙の電気主任技術者が参加できない場合は、甲の責任において、甲単独で電力を受給することができる。
- (7) 電力を豊岩浄水場に受給するための設備の操作方法、運用方法等は、別途協議して決定する。

(費用負担)

第5条 甲は、風力発電所の電力の供給を無償で受けるものとする。

(設備の維持管理)

第6条 風力発電所の電力を受給するために必要となる甲の設備の維持管理は、甲の責任の下で行うものとする。

(免責事項)

第7条 乙は、第3条の規定による風力発電所の電力の供給ができなかった場合若しくはこれを供給した場合に生じた甲の損害等について、その責を負わないものとする。

(供給期間)

第8条 供給期間は、地震その他の災害時等に、電力会社から電力の供給が受けられない期間とし、電力会社からの電力の供給が再開された場合は、速やかに電力会社からの受給へ切り替えるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、第6条の設備による風力発電所の電力の受給が可能となった日から、風力発電所を廃止する日までとする。

(疑義等の調整)

第10条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年2月25日

(甲) 秋田県秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局
秋田市上下水道事業管理者 佐藤 佐太幸

(乙) 秋田県秋田市茨島六丁目12番1号
秋田国見山風力発電株式会社
代表取締役 前川 聡

資料 8-39 災害時における家庭廃棄物の収集運搬に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と一般社団法人秋田市廃棄物処理協会（以下「乙」という。）とは、災害家庭廃棄物の収集運搬について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）に際し、甲および乙が協力し、迅速かつ的確に対応することにより、災害家庭廃棄物の円滑な収集運搬を遂行するため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成 4 年秋田市条例第 37 号）第 2 条第 2 項に規定する家庭廃棄物をいう。
- (2) 災害家庭廃棄物 家庭廃棄物のうち、災害の発生に伴い指定避難所、臨時に設置するごみ集積所その他特に必要と認められる場所（以下「収集場所」という。）から緊急に収集運搬する必要があるものをいう。

（協力要請）

第 3 条 甲は、乙に対し、災害廃棄物の収集運搬に係る協力（以下「協力」という。）を要請することができるものとする。

- 2 乙は、甲から協力の要請があった場合は、地域貢献を基本的な精神とし、他の業務に優先して甲に協力する。
- 3 甲は、協力を要請するに当たり、乙が協力するために必要な情報を提供するものとする。

（協力の要請の手続）

第 4 条 甲は、乙に協力を要請するに当たっては、次の各号に掲げる事項を記載した災害家庭廃棄物収集運搬協力要請書（様式第 1 号。以下「要請書」という。）をもって行う。ただし、この要請書によりがたい場合は、口頭により要請することができるものとし、後に速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 廃棄物の収集場所および搬入先
- (2) その他必要な事項

（緊急対応活動）

第 5 条 乙は、甲から要請書の提出があったときは、当該要請書に基づく活動（以下「緊急対応活動」という。）を実施する。

- 2 甲は、緊急対応活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 緊急対応活動は、秋田市地域防災計画に基づき、秋田市環境部災害廃棄物対策本部の指示に従うものとする。

(緊急対応活動時の留意事項)

第6条 乙は、緊急対応活動を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 第三者に損害を与えないよう十分に注意を払うこと。
- (2) 関係法令を遵守するとともに、ごみの分別および資源化に努めること。
- (3) 周囲の生活環境を損なわないよう配慮すること。

(緊急対応活動の連絡等)

第7条 乙は、緊急対応活動を実施したときは、速やかに災害家庭廃棄物収集運搬協力報告書(様式第2号)により甲に報告しなければならない。

(費用負担)

第8条 乙の緊急対応活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 乙の緊急対応活動に要した費用は、当該緊急対応活動の内容に応じ、甲が定める積算基準等に従い算出した額を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

(事故の報告)

第9条 乙は、緊急対応活動中に事故が発生したときは、甲に対し、速やかに事故報告書(様式第3号)により報告するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、緊急対応活動中の車両の運行(ごみの収集作業を含む。)に際し、乙の責めに帰する事由により、当該車両で従事する者および第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

- 2 甲は、その責めに帰する事由により、緊急対応活動中に乙の車両を損傷し、又は滅失したときは、乙に対し、その損害を賠償するものとする。

(情報の交換および提供)

第11条 甲および乙は、この協定に基づく緊急対応活動を円滑に行うことができるよう、平常時から相互に情報交換を行うものとする。

- 2 甲および乙は、緊急対応活動中に災害に関する情報を覚知したときは、必要に応じ、相互に提供するものとする。

(連絡責任者等)

第12条 甲および乙は、緊急対応活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者および連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

- 2 甲および乙は、前項の内容に変更が生じたときは、相手方に対し、速やかに報告する

ものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の書面による通知がないときは、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年10月26日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市
秋田市長 穂積 志

秋田市旭北錦町1番14号

乙 一般社団法人秋田市廃棄物処理協会
会長 内村和人

資料 8-40 災害時における応急対策への協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と一般社団法人秋田県建造物解体業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策への協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、秋田市内で地震、風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（応急対策の内容）

第 2 条 甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力の要請（以下「協力要請」という。）をすることができるものとする。

- (1) 人命救助および被害の拡大防止のため、支障となる被災した建築物等の撤去に必要な建設機械等の提供
- (2) 建設機械等の操作および応急活動に必要な技術員の派遣
- (3) 前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認める事項

（協力要請の手続）

第 3 条 前条の規定による協力要請は、災害時応急対策協力要請書（様式第 1 号）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができるものとし、その後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

（応急対策の指示）

第 4 条 乙は、甲の協力要請により応急活動を実施する場所に出動したときは、現地における甲の職員もしくは消防職員又は甲が指定する者の指示に従い協力するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、応急活動の実施に当たって災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 63 条第 2 項および第 3 項ならびに同法第 64 条第 7 項および第 8 項の規定により警察官もしくは海上保安官又は自衛官が市長の職権を行う場合は、乙はこれらの者の指示に従うものとする。

（報告）

第 5 条 乙は、第 2 条の規定による協力要請に応じ応急活動を実施したときは、速やかに災害時応急対策協力報告書（様式第 2 号）により甲に報告しなければならない。

(経費の負担)

第6条 乙が協力要請に応じ実施した応急活動に要した経費は、甲の負担とし、災害の発生直前における適正な価格等を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(負傷等の補償)

第7条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が、当該応急活動に従事したことにより負傷、疾病、障害又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(情報の交換等)

第8条 甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るために、相互に情報交換を行うとともに、必要な連絡調整に努めるものとする。

(名簿等の提出)

第9条 甲は、この協定に基づく応急対策が円滑に行われるよう、乙に対し、会員名簿等について報告を求めることができる。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の有効期限満了の日の1か月前までに、甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月29日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂積 志

秋田県秋田市旭北栄町1番49号

松岡ビル3 4階C号

乙 一般社団法人秋田県建造物解体業協会

理事長 田村典美

一般社団法人秋田県建造物解体業協会
理事長 様

秋田市長

災害時応急対策協力要請書

「災害時における応急対策への協力に関する協定」第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 実施日時 月 日 時 分から

2 実施場所

3 協力要請事項

- 人命救助および被害の拡大防止のため、支障となる被災した建築物等の撤去に必要な建設機械等の提供
- 建設機械等の操作および応急対策に必要な技術員の派遣
- その他（ ）

4 現場担当者

5 その他参考となるべき事項

年 月 日

秋 田 市 長 様

一般社団法人秋田県建造物解体業協会
理事長

災害時応急対策協力要請書

「災害時における応急対策への協力に関する協定」第5条の規定に基づき、協力応急対策を実施したので下記のとおり報告します。

記

1 活動日時 月 日 時 分から

2 活動場所

3 実施した事項

- 人命救助および被害の拡大防止のため、支障となる被災した建築物等の撤去に必要な建設機械等の提供
- 建設機械等の操作および応急対策に必要な技術員の派遣
- その他（ ）

4 応急対策に従事した会員名

5 その他参考となるべき事項

資料 8-4-1 秋田市の避難所等情報提供に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）とファーストメディア株式会社（以下「乙」という。）とは、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、秋田市内において発生する災害に備え、秋田市民および秋田市に滞在する秋田市民以外の者に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（実施内容）

第 2 条 前条の目的を達成するため、甲は、その保有する秋田市内の避難所等の情報を乙に提供し、乙は、当該情報を自社サービス上に掲載するものとする。

（費用の負担）

第 3 条 前条の規定により甲乙それぞれが実施する作業については、原則として無償で行われるものとし、その作業に係る一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第 4 条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、自社サービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（有効期間）

第 5 条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年延長するものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第 6 条 この協定について疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 1 月 21 日

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

甲 秋田市

秋 田 市 長 穂 積 志

東京都千代田区神田神保町一丁目42番 4 号

乙 ファーストメディア株式会社

代表取締役社長 山 崎 佳 一

資料 8-42 災害時における支援協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田県行政書士会（以下「乙」という。）とは、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、秋田市内において地震、津波その他の大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲が、災害時に秋田市災害対策本部を設置し、かつ秋田市内に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙が実施する行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2および第1条の3に規定する業務とする。

（要請の手続等）

第4条 第2条の要請は、災害時支援協力要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請することができるものとする。

- 2 甲は、前項ただし書の規定による要請をしたときは、当該要請後速やかに災害時支援協力要請書を乙に提出しなければならない。
- 3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について、平時から連絡調整に努めるものとする。

（相談者の負担）

第5条 第3条の行政書士業務について必要となる人件費は無償とする。ただし、印紙代、諸証明交付手数料等の実費は、相談者の負担とする。

（報告）

第6条 乙は、実施した行政書士業務の件数、対象者、相談内容について、随時、甲に書面により報告するものとする。ただし、その具体的範囲は、行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（災害補償）

第7条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、甲は負担を負わない。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成28年10月27日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市

秋田市長 穂積 志

秋田市山王四丁目4番14号

乙 秋田県行政書士会

会 長 千葉 一 明

別記（第4条関係）

防 安 第 号
平成 年 月 日

秋田県行政書士会会長 様

住 所

〇〇〇長 氏 名

災害時応急対策協力要請書

災害時における支援協力に関する協定書第2条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

要請担当者氏名・電話	職氏名	電話番号
要 請 日 時		
要 請 内 容		
場 所		
期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日	
備 考		

資料 8-43 災害時等における無人航空機による協力に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）と秋田ドローンコミュニティ（以下「乙」という。）とは、災害時等における無人航空機による協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、秋田市において自然災害や大規模事故、武力攻撃事態等の他、市民の生命、身体および財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第 2 条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による協力の要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請の内容）

第 2 条 協力要請の内容は、無人航空機を活用して、被災状況等の情報収集を行うこと（以下「協力活動」という。）とする。

（協力の要請手続）

第 3 条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対し協力要請をするものとし、乙は、協力が可能な範囲で協力要請に応じるものとする。

2 甲の前項の協力要請は、協力要請書（別記様式第 1 号）の提出により行うものとする。ただし、緊急を要する場合であつて、当該要請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 甲は、協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

（協力活動の現場協議）

第 4 条 甲乙両者は、現場にて協議した上で、協力活動を実施するものとする。

（安全の確保等）

第 5 条 甲は、その要請を受けて協力する乙の構成員に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

（活動報告等）

第 6 条 乙は、災害時等における活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した活動内容等を甲に報告するものとする。

2 災害時等における乙の協力活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

(著作権の譲渡)

第7条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第17条に規定する著作権をいう。)を譲渡する。

2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権(著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。)を行使しないものとする。

(費用の負担)

第8条 協力要請に要した経費は、記録媒体のみ甲の負担とし、交通費等のその他費用については乙の負担とする。

(損害補償)

第9条 協力要請に伴い乙の構成員および無人航空機に生じた損害(第三者に対する損害を含む。)の補償の取扱は、次のとおりとする。

(1) 乙の構成員が協力活動中に死亡もしくは負傷し、又は協力活動に起因した疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合は、甲が必要と認める範囲でその損害を補償する。ただし、乙の構成員が協力活動中に明らかに乙又は乙の構成員の責任に帰する原因により、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。

(2) 乙の構成員が出勤時の往復途上における交通事故等により、自ら被り、又は第三者に与えた損害については、乙が補償する。

(3) 乙は、協力活動にあたり、必要な保険(損害賠償等)に加入している無人航空機を使用するものとする。

(4) 乙の保有する無人航空機が協力活動中に破損、紛失した等の損害が生じた場合は、乙の加入する機体保険等により対応することとする。ただし、当該無人航空機について機体保険等に加入していないことについてやむを得ない事情があると認められ、かつ、損害の生じた原因が甲の故意又は重大な過失によるものであることが明らかである場合は、この限りでない。

(5) 甲乙両者は、損害補償すべき事案が発生したときは速やかに相手方に連絡するとともに、必要な書類等を提出するものとする。

(平常時の準備)

第10条 乙が協力活動を円滑に行うための平常時行う準備の内容は、次のとおりとする。

(1) 乙は、災害応援に関する調査票(別記様式第2号)を毎年度初めおよび変更がある場合に甲へ提出すること。

(2) 乙の構成員に対する本協定の周知に努めること。

(3) 災害時等に使用する無人航空機の準備および習熟に努めること。

(訓練の参加)

第11条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第12条 甲および乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。甲又は乙の構成員でなくなった後も、同様とする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。
2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第14条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月13日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市
秋田市長 穂積 志

鳥取県西伯郡大山町加茂2037番地3

乙 秋田ドローンコミュニティ
代 表 宇佐美 孝 太

年 月 日

秋田ドローンコミュニティ

代表

様

秋田市長

協力要請書

下記のとおり、無人航空機による協力を要請します。

記

1 協力要請の理由

2 協力要請をする場所

3 協力要請をする期間

年 月 日 () から 年 月 日 () まで

4 現場責任者の所属、職・氏名および連絡先

所属

職・氏名

連絡先

5 その他参考となるべき事項

年 月 日

災害応援に関する調査票

■基本情報

商号又は名称			
住 所	〒		
代表者氏名		FAX番号	
電話番号		e-mail	

■緊急連絡先

連絡責任者氏名		役 職	
昼間連絡先		夜間連絡先	

■事業所（活動拠点の所在地）

事業所名	
所在地	
位 置 図	
住宅地図その他、事業所の位置が明確に確認できるものを添付してください。	

資料 8-4-4 災害時における仮設鋼材の供給に関する協定書

秋田市（以下「甲」という。）とヒロセホールディングス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における仮設橋等の仮設鋼材（以下「仮設鋼材という」）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、秋田市内で災害（災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、落橋、道路の陥没および流出等（以下「落橋等」という。）により、救援活動、市民生活等に支障が生じた場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対し、当該落橋等の応急対策に必要な仮設鋼材の供給を要請することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第 2 条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙又は乙の子会社もしくは関連会社（以下「乙等」という。）に対し、仮設鋼材の供給を要請することができる。
2 乙等は、前項の規定により甲から要請があったときは、できる限り協力するものとする。

（要請手続）

第 3 条 前条第 1 項の規定による要請は、仮設鋼材供給要請書（第 1 号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出しなければならない。

（報告）

第 4 条 乙等は、甲の要請により仮設鋼材の供給を実施したときは、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（物資の運搬）

第 5 条 仮設鋼材の供給場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙等又は乙等の指定する者が行うものとする。

（使用期間）

第 6 条 仮設鋼材の使用期間は、災害による落橋等の復旧が完了するまでの期間とする。この場合において、前段の使用期間は、災害の状況を考慮し、その都度甲乙等協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第 7 条 乙等が仮設鋼材の供給の実施に要した費用（乙等が設置および撤去を行う場合に

あつては、その費用を含む。)は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害の発生前において適正な方法により算出した金額とし、甲乙等協議の上、決定するものとする。

(情報交換)

第8条 甲および乙は、平常時から相互の連絡体制等必要な情報の交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するため、連絡責任者をそれぞれ置くものとする。

2 甲および乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年10月3日

秋田市山王一丁目1番1号

甲 秋田市
秋田市長 穂積 志

東京都江東区東陽四丁目1番13号

乙 ヒロセホールディングス株式会社
代表取締役会長 廣瀬 太一

年 月 日

様

秋 田 市 長

仮設鋼材供給要請書

災害時における仮設鋼材の供給に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり仮設鋼材の供給を要請します。

記

- 1 日時
年 月 日
- 2 要請する仮設鋼材
- 3 要請する理由
- 4 供給場所
- 5 その他参考となるべき事項